家格の秩序と二条家

はじめに

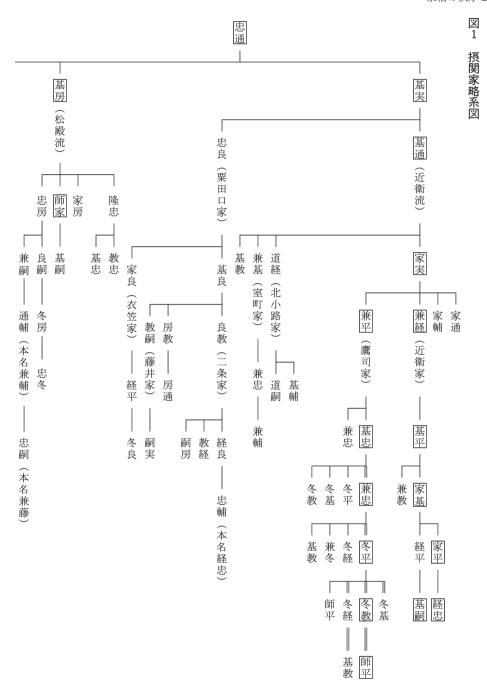
実の系統(近衛流)と、 安時代末期から鎌倉時代初頭にかけての時期に、 条家の確立」(以下、 わち五摂家の分立が確定した時期について、 1参照)。 の系統は九条家、 摂政もしくは関白を家督継承者の官途の極官とする摂関家は、 その後、 以上の五つの家が摂関家の家格を確保しえた時期、 前者の系統は近衛家と鷹司家の二家に、また、 二条家、 旧稿と表記) 同じく三男兼実の系統(九条流)とに二 一条家の三家に、 で、 九条忠家とその一男忠教の 先年、 それぞれ分かれた 藤原忠通の一男基 私は 「摂関家九 すな 後者 **図** 平

> 関就任者をだしているが、二条家からの二人目の摂関の登場は、 摂関補任状況を家ごとに確認してみると(表1参照)、二条家以外 解を前提にしたものである。 前に、九条家以外の四家は摂関家の家格を確保していた、という理 格を回復し、これによって五摂家の分立が確定した、ということを の四家からは、文永十一(一二七四)年までに、二代にわたって摂 述べた。ただ、 年に忠家が関白に就任して復権を果たしたことによって摂関家の家 って九条家は摂関家の家格を喪失したものの、 昇進のありかたに注目し、 かかる私見は、 建長四(一二五二) そこで、あらためて、 九条家が摂関家の家格を確保する以 文永十 (一二七三) 年の忠家の失脚によ 鎌倉時代中期の

田 武 繁

 \equiv

安十(一二八七)年まで待たなければならなかった。



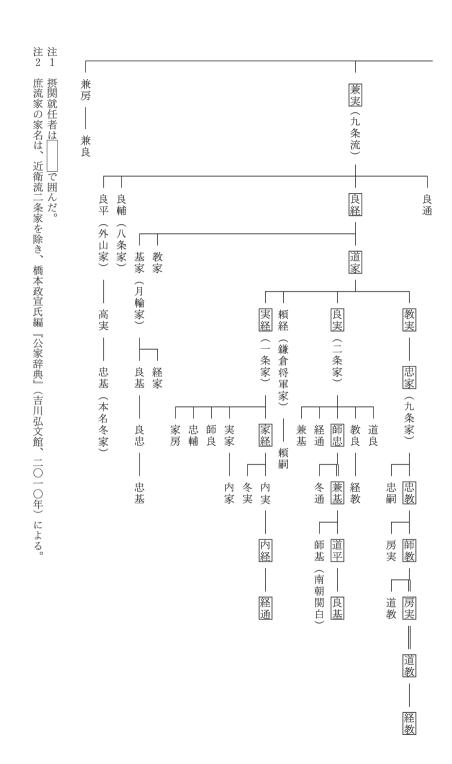


表 1	五摂家分立期の摂関表

家名	名	前当主との	摂関就任			摂関退任		
	10	関係	年·月·日	職	年齢	年·月·日	職	年齢
	兼経	家実三男	嘉禎3(1237)・3・10	摂政	28	仁治3(1242)・3・25	関白	33
	北北	多天二五	宝治元(1247)・正・19	摂政	38	建長4(1252)・10・3	摂政	43
近衛	基平	兼経一男	文永4(1267)・12・9	関白	22	文永5(1268)・11・19	関白	23
	家基	基平一男	正応2(1289)・4・13	関白	29	正応4(1291)・5・27	関白	31
	水 基	基十一方	永仁元(1293)・2・25	関白	33	永仁4(1296)・6・18	関白	36
	兼平	家実四男	建長4(1252)・10・3	摂政	25	弘長元(1261)・4・29	関白	34
確一	来 干	多美四 男	建治元(1275)・10・21	摂政	48	弘安10(1287)・8・11	関白	60
鷹司	基忠	兼平一男	文永5(1268)・12・10	関白	22	文永10(1273)・5・5	関白	27
	兼忠	兄基忠養子	永仁4(1296)・7・24	関白	35	永仁6(1298)・12・20	摂政	37
	教実	道家一男	寛喜3(1231)・7・5	関白	22	嘉禎元(1235)・3・28	摂政	26
九条	忠家	教実一男	文永10(1273)・5・5	関白	45	文永11(1274)・6・20	摂政	46
	忠教	忠家一男	正応4(1291)・5・27	関白	44	永仁元(1293)・2・25	関白	46
	良実	道家二男	仁治3(1242)・3・25	関白	27	寛元4(1246)・正・28	関白	31
二条	及天	但多一为	弘長元(1261)・4・29	関白	46	文永2(1265)・④・18	関白	50
一本	師忠	良実三男	弘安10(1287)・8・11	関白	34	正応2(1289)・4・13	関白	36
	兼基	兄師忠養子	永仁6(1298)・12・20	摂政	32	嘉元3(1305)・4・12	関白	39
	実経	道家四男	寛元4(1246)・正・28	関白	24	宝治元(1247)・正・19	摂政	25
	大社	坦尔四方	文永2(1265)・④・18	関白	43	文永4(1267)・12・9	関白	45
一条	家経	実経一男	文永11(1274)・6・20	摂政	27	建治元(1275)・10・21	摂政	28
	内実	家経一男	嘉元2(1304)・12・17	内覧	29	嘉元2(1304)・12・17	内覧	29
	内経	内実一男	文保2(1318)・12・29	関白	28	元亨3(1323)・3・29	関白	33

- 注1 典拠は『公卿補任』および『新摂関家伝』。
 - 2 年・月・日欄の丸数字は閏月。
 - 3 一条内実は、内覧宣旨を蒙ったその日に死没。

関白を退任するまで、 継者に抜擢されたのは、 五九) 兼平の摂政就任の二ヵ月後に左大臣に昇った師忠は、兼平が 年半にわたって摂関の座にあった鷹司兼平だった。そののち のことは、 左大臣の家経に次ぐ序列第二位の地位にあったのである。 摂関家の家督継承者の昇進コースを順調に歩み(後掲表3参 すためには、 のこどもだった。 の時点で師忠は、 摂関就任まであと一歩のところで世を去った道良に代わる後 えなかった。つまり、 弘安十年八月に至るまで、 わって摂政に就いたのは、 意味するが、 点では、 一十三日に七歳で元服し、正五位下に叙された。その後は、 二条家からの二人目の摂関就任者の登場が遅れた第一 師忠は、 左大臣一条家経が摂政に就任した文永十一年六月の時 年に、二十六歳という若さで急死したことにあろう。 初代良実の一 右大臣の地位、 師忠が家経の次の摂関の最有力候補であることを 長兄道良の死の翌年の文応元 師忠の成長を待つ必要があったのである。 建治元(一二七五)年十月に退任した家経に代 年端も行かぬ、 つまり、 男道良が、 二条家からの二人目の摂関の登場が遅 兼平に次ぐ地位にとどまり続けざるを 換言するならば、 良実の三男の師忠である。 二条家が二人目の摂関就任者を出 兼平は摂関に在任し続ける。 弘長元(一二六一)年四月まで八 左大臣在任中の正元元 という形容が相応しい六歳 (一二六〇) 年八月 現任公卿中、 ただ、そ 摂政 一方 0) そ 理

たのである。 れたもう一つの理由は、鷹司兼平の十二年にも及ぶ摂関在任にあっ

かったとは思えない。

常のため付言すれば、旧稿で注目した九条忠家とは異なり、師忠は失脚状態に置かれていたわけではない。実質的に朝廷政治を主導は失脚状態に置かれていたわけではない。実質的に朝廷政治を主導 は のため付言すれば、旧稿で注目した九条忠家とは異なり、師忠

ないことをあらかじめ断っておきたい。

東料的な制約から、状況証拠に大きく依存した検討にならざるをえたおける二条家の位置について検討を加えることにしたい。ただ、における二条家の位置について検討を加えることにしたい。ただ、における二条家の位置について検討を加えることにしたい。ただ、における二条家の位置について検討を加えることにしたい。

左大臣に昇進した

(表2参照)。

良実の関白還任

の、寛元四(一二四六)年には、関白職を弟実経に譲るよう道家にあった。その後、良実は、仁治三(一二四二)年に関白になるものあった。その後、良実は、仁治三(一二二六)年におこなわれた元服のより父道家に疎まれ、嘉禄二(一二二六)年におこなわれた元服の周知のことではあるが、二条家の初代にあたる良実は、幼少の頃

もかくとして、 鎌倉幕府と良好な関係にあったらしく、関白を辞していた良実は 実を自らの子孫とは認めない旨を記した処分状を作成している。 の父親からかくのごとき苛酷な仕打ちを受けた良実ではあったが、 実とその子孫に自家の財産が渡ることを禁じ、その二年後には、 強制され、 も摂関候補者の昇進コースを順調に歩み、 た時点で正二位権中納言の地位にあった良実の一男道良は、その後 さらに、 道家は、 抵抗むなしく、 寛元元(一二四三)年に元服し、 建長二(一二五〇)年に作成した惣処分状で、 関白を辞することを余儀なくされている。 建長四 良実が関白を辞し (一二五三) 年に 実 良

時点で、 中将に転じ、 年正月に従三位に叙されて公卿に列し、 に叙された師忠は、 忠の昇進について確認すると、 どのような人物、 咲く。この人事の背後にどのような事情があったのか、 元元(一二五九)年に、二十六歳の若さで世を去ってしまう。 その二年後の弘長元(一二六一)年四月、二条良実が関白に返り ところが、上述のごとく、二条家の次代を担うはずの道良は、 といった問題の検討は他に譲るとして、 従四位下右少将の地位にあったが、 その翌年には、 もしくはどのような勢力がこの人事を主導したの 良実が関白に還任した弘長元年四月二十九日の 権中納言に任じられている 道良の死の翌年に元服し、 同年閏七月に右少将から左 良実の関白在任中の 翌弘長二 (一二六二) あるい 正五位下 (表3参 は 正

照)。

表 2 二条道良昇進表

					官	職	
西暦(和暦)年	年齢	月・日	位 階	太政官		太政官以外	
				人以日	近衛府	国 司	その他
1234(文暦元)	1	誕生()	月日不明)				
1240(仁治元)	7	12-29	昇殿				
		正•13	正五位下				
		2.2					侍従
		3 • 30			右少将		
1243(寛元元)	10	4.9			右中将		
1243(見儿儿)	10	4 • 18	従四位下				
		6.12	従四位上				
		7•8	従三位				
		9.9	正三位				
		正•23				近江権守	
1244(寛元2)	11	6 • 13		権中納言			
		8 • 25	従二位				
1246(寛元4)	13	正•5	正二位				
1240(見儿4)	13	5 • 28			左大将		
1247(宝治元)	14	12.8		権大納言			
1250(建 巨 2)	17	12-15		内大臣			
1250(建長2)	' /	12-23			辞左大将		
1252(建長4)	19	7 • 20		右大臣			
1202(建文4)	19	11-3		左大臣			
1257(正嘉元)	24	5•7	従一位				
1259(正元元)	26	11-8	出家、死法	i. Ž			

注 典拠は『公卿補任』。

てみたい。
てみたい。
をれでは、良実の関白還任は、二条家の家格にとって、な

るのであろう。 (13)

ものではなく、 師忠の場合は、 殿師家(治承三〈一一七九〉 下の年齢で権中納言に任じられたのは、 弘長三(一二六三)年以前に師忠と同じ十歳、またはそれ以 歳であることに注目すべき、 五ヵ月弱である。これに比べると、 文永十一(一二七四)年までの期間でみると、その半分の十 進スピードが早まった時期で、従三位に叙されてから権中納 ではない。他方、 あるから、この時期の平均を上回るスピードで昇進したわけ みると、二十八ヵ月弱であるが、承久三(一二二一)年から 言に任じられるまでに要した平均月数は、 (建長七〈一二五五〉年に十歳で就任) 旧稿で指摘したように、十三世紀中葉は、 当時の平均より若い七歳で元服したことによ 現職関白の後継者に対する特別待遇といった 議政官の権中納言に就任した時の年齢が十 と考える向きもあろう。確かに、 年に八歳で就任)と近衛基平 師忠の場合は十六ヵ月で の二人だけであるが 管見の限りでは、 十三世紀を通して 摂関就任者の昇

表 3 二条師忠昇進表

					7	官職	
西暦(和暦)年	年齢	月・日	位 階	太政官		太政官以タ	\
				人以日	近衛府	国 司	その他
1254(建長6)	1	誕生(月	日不明)				
		8-23	正五位下				
1260(文応元)	7	8 • 28					侍従
		10-10			右少将		
		正•5	従四位下				
1261(弘長元)	8	2.5				備前権介	
		7 • 21	従四位上				
		正•5	従三位				
1262(弘長2)	9	3.29	正三位				
		7-23			左中将		
1263(弘長3)	10	2.19	従二位				
1203(近天3)	10	4.5		権中納言			
1264(文永元)	11	正•5	正二位				
1265(文永2)	12	10-22		権大納言			
1269(文永6)	16	3.27			右大将		
1209(又水0)	10	11-28		内大臣			
1271(文永8)	18	3.27		右大臣			
1273(文永10)	20	4 • 12			辞右大将		
		11•5					東宮傅
1275(建治元)	22	11-10		(一上)			
		12-22		左大臣			
1277(建治3)	24	正•5	従一位				
1287(弘安10)	34	8.11		関白(譲一上)			
1207(五女10)	34	10-21					辞東宮傅
1288(正応元)	35	6-26		辞左大臣			
1289(正応2)	36	4 • 13		辞関白			
1294(永仁2)	41	11-29	出家				
1341(暦応4)	88	正•14	死没				

注1 典拠は『公卿補任』および『新摂関家伝』。

の内容等を紹介すると、

概略、

以下の

2 月・日欄の丸数字は閏月。

ようになる。

「摂関系図」という外題が直書されており、各丁の表裏に記述がある。原表紙には、は粘葉装で、紙数は十四丁、原則として、まず、体裁と全体の構成であるが、装丁

れている。 (14) 文」が、 二〇〇三年五月二十九日に重要文化財に指 題された冊子本がある。 どを収蔵する陽明文庫に、 ってえられた知見とに基づ 都学・歴彩館でのデジタル画像の閲覧によ 定され、 「国指定文化財等データベース」に掲載さ 近衛家に伝来した文書や典籍、 歴彩館で閲覧することができる。 デジタル画像化され、 文化庁のオフィシャルサイト内の 概要や成立時期に関する こ の 「解説文」と、 こ の 『摂関系図』と 京都府立京都 いて 『摂関系図』 京都府立京 美術品な 『摂関系 「解説

二 陽明文庫本『摂関系図

任例

一部構成になっている。

という首題が記された系図と、「大臣」という首題が記された大臣四家の祖」が記されている。十四丁からなる本体は、「摂関系図」後補の見返しには、「江戸時代の筆で右大臣不比等の勘物注記と藤

記され、 うした摂関就任者を重視した記載のありかたは、 関就任者と比べると、 享年などが記されている。 る。 な性格が、 ている情報も一丁目表に記載された長良らのそれと同様である。こ に人名の直下に、 るいは「二男」というように、 する摂関就任者が登場する一丁目裏以降では、 は 途に登場する師輔とを除く残りの三十四名は全員摂関に就任してい 筆頭の鎌足から良房の兄で基経の父にあたる長良までの七名と、 11 称号などに限られている。 は明瞭で、長良までの七名の系図は一丁目表の全面を用いて記さ このうち、 以下四十二名が登場する(図2参照)。 付記されている情報も、 摂関に就任した者と就任しなかった者の表記方法や情報量の違 その名が示すとおり、 部の例外を除き、 一丁目表から八丁目表にわたる系図には、 その人物の大臣初任以降の官歴や薨去の年月日と かなり低い なお、 これに対し、 父との関係や、 人名の右に母の出自、 父の何番目の男子であるかが、 師輔は二丁目表に登場するが、 摂関の系図であることによるので 位置にその名が記され、 良房や基経らをはじめと 四十二名のうち、 極位極官、 紙面の上部に系図が この系図の基本的 左に「一男」あ 諡号もしく 「内大臣鎌 付記され 、さら 系図 中 摂

> 出自 文 線は朱で記されているが、 れの父親を結ぶのは、 についての記述はない。 条家経の左肩には るのは九条忠家のみで、 である。また、 薨 は忠家、 図の末端を確認しておくと、 みてみると、 条良実には上述の原則通りの注記があるものの、 ところで、 〈二十三歳〉」という薨去時の情報が記されている近衛基平だけ は、 右肩に「一男」、というように左右が入れ替わっており、 二条家は良実、 「忠家」と「家経」 系図は五摂家の分立期にまで及んでいる。 人名下部に注記があるのは、 人名の左肩と右肩の注記が原則通りに記載されてい 「一男」とあるものの、 朱線ではなく、 また、 一条家は家経である。 近衛基平と鷹司基忠の二人は、 基平、 が別筆であることも指摘している。 近衛家は基平、 父子や兄弟の関係にあることを示す 基忠、 墨線である。 忠家、 右肩は空白で、 「文永五年十一月十九日 鷹司家は基忠、 この五名のうち、一 家経の四名とそれぞ 他の四名につい さらに そこで、 左肩に母 母の出自 系

たは下部の場合があり、法則性を見いだすことが困難である。さらその位置は、氏名の上部や左肩が多いが、極官を示す文字の右、まのもとで大臣に就任したことを示す「同」字が朱書されているが、あるいは、直前もしくはそれ以前に氏名が記された大臣と同じ天皇

うに極官が墨書されている。

また、

大臣初任時の天皇の諡号・追号

されている。それぞれの氏名の右肩には、「太政」、「左」とい

系図に続く八丁目裏は空白で、次の九丁目表から十四丁目にか

て、

「武内宿禰」

以下一八二人の大臣の氏名が、

大臣初任順に列記

うよ

あろう。

名には天皇や大臣の種別についての注記がない。 名の注記内容は後述)。また、表4に示したように、 以外の摂関就任者については、氏名のみが記されている(良房ら三 載された摂関就任者も含まれるが、藤原良房、一条実経、 に 付記されている。 氏名の下部などに、 なお、列記された一八二名には、系図部分に記 称号や父親の何番目の男子であるかの情報 末尾の約二十 九条忠家

さて、こうした特徴をもつ 『摂関系図』が作成された時期につい

> て、 「解説文」 は、 以下のような理解を示している。

1 「本書(『摂関系図』を指す、 引用者注) は建長六年以降に作

2 られた」。 「文永年間まで追記が行われた」。

3 追記である」。 系図部分の近衛基平と鷹司基忠の部分は、 「文永五年までの

系図部分の九条忠家と一条家経の部分は、 さらにその後に

4

内大臣鎌足 陽明文庫本『摂関系図』の 左大臣不比等 参議房前

図 2

「摂関系図

良房 師 中納言長良 通 忠 実 基経 忠 通 忠平 兼実 基房 基実 右大臣 実 頼 良 師 基 師輔 経 家 通 大納言真楯 頼忠 家実 道家 兼通 兼家 伊 尹 実経 良実 教実 兼 平 兼経 右大臣内麻呂 道兼 道 道 長 基忠 基平 (家経 (忠家) 頼通 教通 左大臣冬嗣 師 実

- 2 陽明文庫本『摂関系図』の朱線は実線で表記した。 人名表記と兄弟順は陽明文庫本『摂関系図』による。
- 同じく、墨線は点線で表記した。
- 4 3 別筆で記された人名は()で囲んだ。

東海大学紀要文学部

「加え」られた。

に追記が行われたのであろう」。 たのは文永八年(一二七一)年三月二十七日であり、このころは「別筆にて追記」されたもので、「師継が内大臣に任じられり 大臣任例部分のうち、最末尾の「藤原継忠」と「藤原師継」

部分の追記がおこなわれたのは、文永五年十二月二日以降のことと 任した基忠の名を記していることから、 年までに追記がなされた、 での追記である」)には注意が必要である。 傍証になろう。 とされている。 みるべきであろう。 五年十一月十九日であることを明記し、 までのことが追記された、ということなのかもしれないが、文永五 れぞれの左右の肩に付された注記が他とは逆になっていることも、 に繋がる線が、 :前の部分と同筆であるのに対し、後二者が別筆であることが根拠 以上のうち、 ③と④は、上述のごとくに基平、 ただ、 朱線ではなく、墨線であることと、 「解説文」に指摘はないが、 ③に示した と誤解されかねない。 「解説文」の表現 同年十二月二日に関白に就 基平と基忠の両名に関する 基平と基忠の二名のそ その真意は、文永五年 基忠、 基平の薨去が文永 前二者が、 (「文永五年ま 忠家、 それ 家経

で、具体的にいつこの二人の名が記されたのか、明言を避けている就任時期を、月日も含めて、「文永十一年六月二十日」と記すだけ者の関白就任時期を「文永十(一二七三)年」と、また後者の摂政なお、「解説文」は、④の忠家と家経の追記の時期について、前

日まで下限を下げることも可能ではないだろうか。記がないことから、忠家が世を去った建治元(一二七五)年六月九あろう。この点についてはやや補足が必要で、忠家の死に関する注

②からみて、

文永年間中に追記がなされたと判断しているので

一方、大臣任例の追記の時期に関する⑤について補足的に検討を加えると、大臣任例最末の「藤原師継」、すなわち、花山院師継が内大臣に任じられた文永八年三月二十七日は、追記がおこなわれた時日の上限であって下限ではない。師継の次に大臣に任じられたのは、九条忠教と近衛家基であり(表4参照)、この二人が大臣任例に登場しないことから、大臣任例の追記の下限は、二人が大臣任例に登場しないことから、大臣任例の追記の下限は、二人が大臣任例に登場しないことから、大臣任例の追記の下限は、二人が大臣に任じられた建治元年十二月二十二日、もしくは二人が任大臣の兼宣旨を蒙った同月十八日まで引き下げられるべきであろう(正確には、それぞれの前日ヵ)。

者の、 のも、 拠は、 が、 下限も、ともに建治元年まで引き下げることが可能であると考える という認識と、 〈帝十二歳〉」とあることによる。 「解説文」は、①に示したごとくに判断しているが、その判断の根 以上のように、系図部分の追記の下限も、 それでは、それぞれの原形はいつ作成されたのであろうか。 系図中の 摂関家は五家に分かれているのであり、 朱線の末端が鷹司兼平であるという認識である。 鷹司兼平の官歴の注記中に、 「朱線は、 鎌足から鷹司兼平まで引かれている」、 このうち、 疑問を感じるのは、 大臣任例部分の追記の それゆえ、 「六年十二三為関白 それとい

表 4 13世紀中葉の大臣一覧表

No.	氏名	家名	大臣初任	£		大臣極官		「摂関系[図』注記
I VO.	八石	水石	初任年月日	種別	就任年月日	種別	辞任年月日	大臣	天皇
ı	藤原実経	一条	仁治元(1240) ・10・20	右大臣	寛元 2 (1244) ・6・13 弘長 3 (1263) ・8・12	左大臣 左大臣	寛元 4 (1246) ・12・14 文永 2 (1265) ・10・5	左	注記なし
2	藤原家良	衣笠	仁治元(1240) ・10・20	内大臣	→ O * 12		仁治 2 (1241) ・ 4 ・ 5	内	四条(同)
3	藤原兼平	鷹司	仁治 2(I24I) ・ 4 ・I7	内大臣	建長 4 (1252) ・II・I3 建治 2 (1276)	太政大臣	建長 5 (1258) • II • 8 建治 3 (1277)	注記なし	注記なし
4	藤原忠家	九条	寛元 2 (1244) ・ 6 ・ 13	内大臣	・12・14 寛元 4(1246) ・12・24	右大臣	・4・26 建長 4 (1252) ・7・20	右	 注記なし
5	藤原実基	徳大寺	寛元 4 (1246) ・12・24	内大臣	建長 5 (1253) ・II・24	太政大臣	建長 6 (1254) ・ 2 ・ II	太政	注記なし
6	源具実	堀川	建長 2 (1250) ・5・17	内大臣	\rightarrow		建長 2 (1250) ・II・28	内	注記なし
7	藤原道良	二条	建長 2(1250) ・12・15		建長 4 (1252) ・II・3		正元元(1259) ・II・8	左	注記なし
8	藤原定雅	花山院	建長 4 (1252) ・ 7 ・20	内大臣	建長 4 (1252) ・II・3	右大臣	建長 6 (1254) ・II・I7	右	注記なし
9	藤原公相	西園寺	建長 4(1252) ・II・I3	门人足	弘長元(1261) ・12・15	太政大臣	弘長 2 (1262) ・ 7 ・ 2	太政	注記なし
10	藤原公基	西園寺	建長 6 (1254) ・12・25	內人足	正嘉元(1257) ・II・26	右大臣	正嘉 2 (1258) ・10・22	4 2	注記なし
П	藤原実雄	洞院	正嘉元(1257) ・II・26	內人正	弘長元(1261) ・3・27	左大臣	弘長3(1263) ・3・20	左	注記なし
12	藤原基平	近衛	正嘉 2 (1258) ・II・I	内大臣	文永 2 (1265) ・10・ 5	左大臣	文永 5 (1268) ・II・ 9	注記なし	注記なし
13	藤原公親	三条	弘長元(1261) ・3・27	内大臣	\rightarrow		弘長 2 (1262) ・正・20	注記なし	注記なし
14	藤原基忠	鷹司	弘長 2 (1262) ・正・26	内大臣	弘安 8 (1285) ・4・25	太政大臣	弘安10(1287) ・8・13	注記なし	注記なし
15	藤原冬忠	大炊御門	文永 2 (1265) ・10・5	内大臣	\rightarrow		文永 4 (1267) ・正・19	注記なし	注記なし
16	藤原家経	一条	文永 4 (1267) ・ 2 ・ 23	四人正	文永 6 (1269) · 4 · 23	左大臣	建治元(1275)・10・21	注記なし	注記なし
17	藤原通雅	花山院	文永 5 (1268) ・12・ 2	内大臣	建治元(1275) ・8・27	太政大臣	建治 2 (1276) · 3 · 29	注記なし	注記なし
18	源通成	中院	文永 6 (1269) • 4 • 23	内大臣	→ ·· · · · · · · · · · · · · · · · · ·		文永 6 (1269) ・II・ 9	注記なし	注記なし
19	藤原師忠	二条	文永 6 (1269) ・II・28	内大臣	建治元(1275) ・12・22	左大臣	正応元(1288) ・ 6 ・ 26	注記なし	注記なし
20	藤原師継	花山院	文永 8 (1271) ・ 3 ・ 27	内大臣	\rightarrow		建治元(1275) ・12・8	注記なし	注記なし
21	藤原忠教	九条	建治元(1275)・12・22		正応元(1288)・7・11	左大臣	正応 4 (1291) ・12・21	記載なし	
22	藤原家基	近衛	建治元(1275) ・12・22	内大臣	正応元(1288) ・7・日	右大臣	正応 2 (1289) ・ 9 ・28	記載なし	

- 注1 典拠は『公卿補任』および『新摂関家伝』。
 - 2 摂関就任者は人名を太字で表記。
 - 3 No.2、6、13、15、18、20は、いずれも内大臣が極官であったため、大臣極官の就任年月日欄・種別欄に→を記した。

に位置しているとみる必要があるからである。ではなく、近衛兼経、九条教実、二条良実、一条実経も朱線の末端

すなわち、二条良実には、

八摂政〈廿歳〉、弘長三 還任左大臣(十三四次)(十三四次)(十三四次)(十三四次)(十三四次)(十三四次)(十三四次)(十三四次)(十三四次)(十三四次)

廿

うに思う。 痕 他の部分と同筆であると判断でき、 とある。 九日重関白」も、 日以降、 系図部分の原形は、 (跡も認めがたい。 た文永二年 デジタル画像をみる限り、 二条良実が関白を辞し、 - 閏四月十八日までの期間に作成された、といいうるよ 実経の官歴末尾の「弘長三 かかる判断が妥当であるとすれば、 一条実経が左大臣に還任した弘長三年八月十 その後任として実経が関白とな 良実の官歴末尾の 追記されたことをうかがわせる 還任左大臣_ 「弘長元四廿 『摂関系図 Ŀ ŧ

一方、大臣任例部分の作成時期の特定は難しい。末尾の「藤原継

物が、 ころ、 忠 部分の原形作成の上限と見做しておきたい。 臣であった三条公親 である。弘長元年三月二十七日から翌弘長二年正月二十日まで内大 月十五日が下限であり、その前は、 記がある西園寺公相 の近衛基平以降にはない。 に いことが気になるが、 (表 4 № 11) 極官となった大臣の種別についての記述は洞院実雄までで、 と 当該大臣に任じられた時日に注目してみると、 記載内容以外に推定の手がかりはないが、 |藤原師継 が右大臣から左大臣に昇任した弘長元年三月二十七日 以外、 (表4M9) が太政大臣となった弘長元年十二 ひとまず、 (表4M13) に大臣の種別についての注記がな そこで、大臣の種別が記載されている人 すべて同筆であるからである。 弘長元年十二月十五日を大臣任例 「左」の注記がある洞院実雄 表4に示したよう 「太政」 結局のと 次

成された可能性が高い、といいうるように思う。図部分の原形と大臣任例部分の原形は、弘長年間のほぼ同時期に作石のごとくに考えることが許されるとすれば、『摂関系図』の系

味深い記述があることに気付く。
はない。その想定にたってみると、『摂関系図』中に、二点ほど興はその周辺が関与した可能性を考えることは、決して無理なことではその周辺が関与した可能性を考えることは、決して無理なことではない。その想定にたってみると、『摂関系図』は陽明文庫ところで、本節の冒頭で示したごとく、『摂関系図』は陽明文庫

のごとく、原則として、摂関就任者はその氏名が記されているだけ(第109年)一点目は、大臣任例中の大臣の種別についての付記である。上述(40年)

である。 の付記をもつ一条実経、 ただし、 の三名である。 例外が三名いる。 「右」とともに「教実一男」の付記を 「太政」 の付記をもつ藤原良房

現実に摂関に就任していない以上、 として、 される弘長年間当時、 ていなかったと思われるからである。 を推測することは容易である。 れたのも当然といえよう。 時期の貴族社会は九条家を摂関家とは見做していないのであり、 このうち、 後年、 忠家に摂関非就任者と同様の付記が施されている理 彼が摂関に就任することなど、 忠家は籠居状態にあり、 大臣任例の原形が作成されたと推定 忠家が摂関非就任者と同列に扱 旧稿でも指摘したごとく、こ 誰一人として予想し 忠家とその周辺は別 由

大臣 ないか、と思う。すなわち、この場合の 根拠があるわけではないが、 雄は三月二十日に左大臣を辞してしまった。 目見当がつかない。 11)中でそれに次ぐ地位にあったのは左大臣の洞院実雄であるが、 (月十九日に実経が左大臣に還任したことに基づいているのではな たことを示すのではなく、それから十七年の時を経た弘長三年の 残る二名のうち、 年 の近衛基平を一上にする措置がとられた。 -から寛元四 この年、 (一二四六) 年にかけて実経が左大臣に在任して 他方、実経の「左」の注記については、 関白職にあったのは二条良実である。 良房に「太政」 次のように考えることができるのでは の注記がほどこされた理 左 そこで、 は、 その時点では、 寛元二 (一二四 翌月二日 現任公卿 確たる 由 基平 は皆 右 実

> ない、 その四ヵ月後、 期間における摂関の在任期間を の摂関就任を阻害する一条家を、自家と同格の摂関家と見做したく にとって衝撃的な人事であったと思われる。 が高まったことを示す。 そして、そのことは、 が二条良実の後任摂関の最有力候補であっ 容易に気付くことではあるが、 このことに関連して、 年から二条良実が関白に返り咲いた弘長元年までの百年余りの という思いが、 右大臣基平の上席の左大臣に実経が就いてしまった。 近衛家側にあったとしてもおかしくない 基平に先んじて実経が摂関に就任する可能性 その意味で、実経の左大臣還任は、 藤原忠通が関白を辞した保元三(一一五 近衛流の基実、 『公卿補任』などで確認してみると たのであろう。 であるとすれば、 基通、 家実、兼経 ところが 近衛家 (13)

字には、 兼実、 昇進状況をみる限り、 以上にわたって、 も二十八年弱である。 41 ていないことから、 であるが、 らに実経が摂政を解任された宝治元 兼平の五人の摂関の在任期間の合計は六十年を超え、 人の通算在任期間も長い。これに対し、九条流の摂関の在任期間 .向きがあったのかもしれない。 良経、 そのような思いも籠められているように思う。 摂関の在任期間が短く、 道家、 九条流から摂関はでていない。 貴族社会の一部に、 教実、 特に実経の在任期間は 一条家は摂関家の家格を保ち続けているよう 良実、実経の六人のそれを合計してみて 一条実経に付された「左」 また長期にわたって摂関をだし (一二四七) 一条家を摂関家と見做さな 一年一ヵ月と短く、 年正月以降、 実経の一男家経の さらに一人一 そう考える の一文 92

る。

い。一条家が摂関家であることを再確認させることになるからであと、一条家にとって、文永二年の実経の関白還任の持つ意味は大き

を貴族社会に再確認してもらう効果があった、と考えたい。に関白を辞任させられた良実にもあてはまるように思う。すなわち、に関白を辞任させられた良実にもあてはまるように思う。すなわち、以上の想定は、それが首肯しうるものであるとすれば、寛元四年

重ねて記されているようにみえる。 表4に示したごとく、 中期に、 一番目に登場する「藤原継忠」である。それというのも、鎌倉時代 加えたのではないだろうか らためてデジタル画像で 臣任例最末の藤原 る二条家の師忠であり、 表 「継忠」と記されていることは確かであるが、 摂関系図』 4 No. 18 継忠なる実名をもった大臣は存在しないからである。 誤って の次に大臣に任じられたのは、 中のもう一つの興味深い点は、 「継」と記してしまい、 (花山院) 大臣任例の末尾から三番目の源 その師忠の次に大臣に任じられたのが、大 『摂関系図』 師継 (表 4 No. 20) 推測するに、 の当該部分を確認してみると、 粗雑なやりかたで修正を この小論が関心を寄せ 「継」字に である。そこで、 大臣任例の末尾から 「師」と記すべき (中院) 「師」字が 一方、 通成 あ

前とはいえ、摂関家の家督継承者である。この部分の追記がなされ右の誤記は単純なミスであるとは思う。ただ、師忠は、摂関就任

二十二日の間と推定されるが、 61 依拠した検討は以上にとどめ、 軽んじていたことによるミス、 である。 れた師忠が関白に昇進するまでの時期の二条家について考えてみた とになる兼基の昇進のありかたを確認しながら、 力のある結論を導き出すための材料に欠けるので、 いたことであろう。 の地位にあった。 任公卿の序列では摂政鷹司兼平や太政大臣花山院通雅に次ぐ左大臣 たのは、 この部分の追記をおこなった者が無意識のうちに二条家を 上述のごとく、 当然ながら、 そうした師忠の実名を誤って記してしまったの 文永八年三月二十七日から建治元年十二月 その下限の時点における師忠は、 兼平の後任の最有力候補と目されて 節をあらためて、 と思えなくもない。 実名を誤って記さ 師忠の跡を継ぐこ とはいえ、 『摂関系図』に 現

三 建治・弘安年間の二条家

位下に、 男子は、 母兄師忠の子として遇されたようである。その兼基が元服したの 二条良実の子として生まれた。 0 建治三 (一二七七) 摂関家二条家の三代目となる兼基は、 年に五十五歳で亡くなったことから、 摂関就任以前の大臣の場合は従五位上に叙されることが慣 元服の当日、 年のことである。 父が摂関または摂関経験者である場合は正 ただ、実父の良実が文永七(一二七 この当時、 文永四 一回り以上年の離れた異 (一二六七) 摂関家に生まれ た

いて、兼基の元服に関する『公卿補任』の記述をみよう。例になっていた。摂関家男子の元服に関する以上の慣例を念頭に置

建治三四廿一元服、同廿二日従五上、同日聴禁色。(後略)

この三点について、検討してみよう。に、叙爵の日に禁色の使用が許可されたこと、の三点である。以下、元服の当日ではなく、その翌日に叙爵がおこなわれたこと、第二に、元服の当日ではなく、その翌日に叙爵がおこなわれたこと、第二に、

外は、 0) 頼嗣父子は鎌倉で元服しているから、 とまず措くとして、 なる理由を明らかにすることができない。 (ミョ) であったことが理由かもしれない。 の二男家房 が確認できる七十四名中六十八名が元服当日に叙爵されている。例 元服または叙爵の経験をもつ公卿をまとめたものであるが、元服日 No. 65 は仕方なかろう。 (1) (5)そして兼基については、 父基房が関白を解任された治承三(一一七九)年政変後のこと 忠通の一男基実(M1)、同じく四男兼房 頼経 元服の日と叙爵の日が異なることについて考えよう。 No. 9 一男の頼嗣 は藤原忠通の子孫のうち、 また、 兼基に関する 九条道家三男の No. 84 松殿家房は、 現時点では、 の六名である。 『公卿補任』 残る三名、 元服の日と叙爵の日が異なる 基房の二男であることに加 頼経 元服の日と叙爵の日が異 基実と兼房についてはひ 鎌倉時代の末年までに の記述が誤っている すなわち、 (No.24)、二条兼基 このうち、 (No. 4)、松殿基房 基実、 頼経と 表 5 兼

> み始めた、といわざるをえない。 摂関家の他の男子とはやや異なる形で、朝廷に仕える官人として歩のかもしれないが、『公卿補任』の記述が正しいとすれば、兼基は、

例通りに従五位上が与えられたのも当然といえば当然のことであり、例通りに従五位上が与えられたのも当然といえば当然のことであり、(ミン) , , 正月五日に、越階して従四位下に叙されている。 ことになる房実は、 二七四)年七月一日に正五位下に叙され、 \equiv 的短期間で昇進した師良、 位下に昇叙されるまで、 れたのは同年三月二十六日のことであるから、 正月八日に従五位上に叙された九条師教 房実の二人に比べると遅い感があるものの、 叙されたのは二ヵ月後の建治三年六月十五日のことであり、 任じられないまま、 者であったがために、 兼基と同様に、摂関経験者を実父に持ちながら、 実父が摂関経験者の良実ではあったが、実の兄である師忠の子とし (No.64) と九条房実 次に、叙爵の際の位階について考えたい。 もちろん、 年に世を去った一条師良は、 叙爵の際に従五位上を与えられた者の中には 叙爵から半月ほど経った正安二 (一三〇〇) 位階だけが正二位まで上昇して永仁元(一二九 (№71) である。 従五位上に叙された者もいる。 房実、 年以上の時間を要した者もいるが、 兼基の三人についていえば 叙爵の五日後にあたる文永十 このうち、 No. 九条家の家督を継承する 弘安四(一二八一) 上述のごとく、 66 特に遅いわけでもな 参議以上の官職 兼基が正五位下に 養父が摂関未経験 が正五位下に叙さ 一条師 師良や 兼基は、 年 良

表5-(1) 摂関家一族の元服表 元服時に父(養父)が摂関または摂関経験者であった者

近衛基実 中部 中部 中部 中部 中部 中部 中部 中										
型内機	No.	氏名	出自	系統					年齢	禁色年・月・日
1	ı	近衛基実	忠通一男	近衛系		8		正五位下	8	
1	2	松殿基房	忠通二男	松殿系		13	元服当日	正五位下	13	
1	3	九条兼実	忠通三男	九条系		10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
5 世紀 1 日	4	藤原兼房	忠通四男	兼房系		10		従五位上	10	
7 松殿師家 基房三男 松殿系 11・15 12 元服当日 正五位下 12 元服・叙爵当	5	近衛基通	基実一男	近衛系		11	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
7 松成町 本書 松 大阪 1 大阪 1 大阪 1 大阪 1 大阪 1 大阪 1 1 大阪 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6	松殿隆忠	基房一男	松殿系		12	元服当日	正五位下	12	元服・叙爵当日
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	7	松殿師家	基房三男	松殿系	• 4 • 26	7	元服当日	正五位下	7	元服・叙爵当日
10 近衛家実 基通一男 近衞系 注入元(1190) 12 元服当日 正五位下 12 元服・叙爵当 11 九条良輔業実四男 九条系 注入 12 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当 12 近衞道経 基通二男 近衞系 注入 16 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当 12 近衞道経 基通二男 近衞系 注入 16 元服当日 従五位上 12 建入 7 (1196) 上上 16 元服 18 元元 19 元服 18 元服当日 従五位上 13 元服・叙爵当 14 藤原良平 兼実三男 九条系 12 - 12 17 元服 17 元服 18 元服当日 従五位上 17 元服・叙爵当 15 松殿忠房 基房四男 松殿系 ?	8	藤原忠良	基実二男	近衛系		17		正五位下	17	元服・叙爵当日
11	9	松殿家房	基房二男	松殿系		16		正五位下	17	(確認できず)
11 九宋良輔 東美四男 九宋宗 4 - 23 10 九版当日 正五位下 10 元版 永原計 12 近衛系 連久 6 (1195) 12 元服当日 従五位上 12 連久 7 (1196) 13 元服当日 従五位上 13 元服・叙爵当日 14 藤原東基 基通三男 近衛系 12 - 12 13 元服当日 従五位上 13 元服・叙爵当日 元服・叙爵当日 15 松殿忠房 基房四男 松殿系 ? 建仁 2 (1202) 元 元服当日 従五位上 17 元服・叙爵当日 元服・公爵当日 17 元服・叙爵当日 18 十分 18 十分 18 十分 18 十分 19 19 19 19 19 19 19 19 19	10	近衛家実	基通一男	近衛系	建久元(II90) ・I2・22	12	元服当日	正五位下	12	元服・叙爵当日
12 12 12 13 14 15 16 16 16 17 18 18 18 18 19 17 18 18 18 18 18 19 19 19	11	九条良輔	兼実四男	九条系	• 4 • 23	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
13	12	近衛道経	基通二男	近衛系	• 12 • 16	12	元服当日	従五位上	12	
14	13	藤原兼基	基通三男	近衛系	• 12 • 14	13	元服当日	従五位上	13	元服・叙爵当日
13 仏殿 (1203)	14	藤原良平	兼実三男	九条系		17		従五位上	17	元服・叙爵当日
17 藤原教家 良経二男	15	松殿忠房	基房四男	松殿系	-	?		従五位上	10	
17	16	九条道家	良経一男	九条系	• 2 • 13	11	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
19 藤原基教 基通四男 近衛系 建永元(1206) 11 元服当日 正五位下 11 (確認できず) 20 近衛家通 家実一男 近衛系 建保 2 (1214) 11 元服当日 正五位下 11 元服・叙爵当 21 藤原基家 良経三男 九条系 建保 3 (1215) 13 元服当日 正五位下 13 (確認できず) 22 鷹司兼忠 (伯父家実養子) 近衛系 ?	17	藤原教家	良経二男	九条系		11		従五位上	11	• 4 • 4
20 近衛家通 次年 次年 次年 次年 次年 次年 次年 次	18	松殿基嗣	師家男子			?		従五位上	12	
20 近年永通 家美一男 近年末 4 · 9 11 元版 3 日 正五位下 11 元版・叙暦当1 21 藤原基家 良経三男 九条系 建保 3 (1215) 13 元服当日 正五位下 13 (確認できず) 22 鷹司兼忠 (伯父家実養子) 近衛系 ? 24 藤原頼経 道家三男 近衛系 12 · 12 · 12 13 元服当日 正五位下 13 元服・叙爵当1 24 藤原頼経 道家三男 九条系 点応元(1222) 8 嘉禄 2 (1226) 正五位下 13 元服・叙爵当1 25 二条良実 道家二男 二条系 点永元(1225) 8 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当1 元服・記・12 · 13 元服当日 正五位下 11 元服・叙爵当1 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当1 元服 3 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服 3 · 13 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 元 3 · 13 10 元服当日 正五位下 10 元服・ 3 の 3 · 13 10 元服 3 · 13 · 13 10 元服 3 · 13 · 13 10 元服 3 · 13 · 13 · 13 · 13 · 13 · 13 · 13 ·	19	藤原基教	基通四男	近衛系	• 11 • 26	11	元服当日	正五位下	11	(確認できず)
22 鷹司兼忠 (伯父家実養子) 近衛系 ? ? 建保 3 (1215) (社五位上 11 建保 4 (1216) · 12 · 19 位五位上 11 建保 4 (1216) · 12 · 19 位五位上 11 建保 4 (1216) · 12 · 19 位五位上 11 建保 4 (1216) · 12 · 19 位五位上 11 建保 4 (1216) · 12 · 19 位五位上 11 建保 4 (1216) · 12 · 19 位五位上 11 建保 4 (1216) · 12 · 19 位五位下 13 元服・叙爵当日 24 藤原頼経 道家三男 九条系 嘉禄元(1225) 8 嘉禄 2 (1226) 正五位下 9 嘉禄 2 (1226) · 正 · 27 位下 9 · 3 · 13 位元服 · 13 元服・叙爵当日 25 二条良実 道家二男 二条系 嘉禄 2 (1226) · 正 · 27 应服当日 正五位下 11 元服・叙爵当日 26 一条実経 道家四男 一条系 直永元(1232) · 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 27 鷹司兼平 家実四男 鷹司系 直永元(1237) · 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 28 九条忠家 教実一男 九条系 暦仁元(1238) · 4 · 11	20	近衛家通	家実一男	近衛系	• 4 • 9	11	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
22 鷹 司 兼 志 (伯父家実養子) 近傳末 ! : 12 · 19 (佐五位上 II · 3 · 30 23 近衛兼経 家実三男 近衛系 貞応元(1222) 13 元服当日 正五位下 I3 元服・叙爵当! 24 藤原頼経 道家三男 九条系 嘉禄元(1225) · 12 · 29 8 嘉禄 2 (1226) · 正五位下 9 · 3 · 13 25 二条良実 道家二男 二条系 嘉禄 2 (1226) · 正 五位下 II 元服・叙爵当! 26 一条実経 道家四男 一条系 貞永元(1232) · 10 元服当日 正五位下 I0 元服・叙爵当! 27 鷹司兼平 家実四男 鷹司系 3 (1237) · 2 · 23 28 九条忠家 教実一男 九条系 曆仁元(1238) · 4 · II 29 一条 道 自 東一里 一条系 寛元元(1243) I0 元服当日 正五位下 I0 元服・叙爵当! 29 一条 道 自 東一里 一条系 寛元元(1243) I0 元服当日 正五位下 I0 元服・叙爵当!	21	藤原基家		九条系		13		正五位下	13	
23 近衛兼程 家美三男 近衛宗 · 12 · 20 13 元版自由 正五位下 · 13 元版·報封目 24 藤原頼経 道家三男 九条系 · 12 · 29 8 嘉禄 2 (1226) · 正五位下 · 9 嘉禄 2 (1226) · 正 · 27 25 二条良実 道家二男 二条系 嘉禄 2 (1226) · 正 · 27 正五位下 · 9 嘉禄 2 (1226) · 正 · 27 26 一条実経 道家四男 一条系 貞永元(1232) · 正 · 21 10 元服当日 正五位下 · 10 元服·叙爵当日 · 正 · 21 27 鷹司兼平 家実四男 鷹司系 有3 (1237) · 2 · 23 10 元服当日 正五位下 · 10 元服·叙爵当日 · 10 · 15 28 九条忠家 教実一男 九条系 「五元(1238) · 4 · 11 10 元服当日 正五位下 · 10 元服·叙爵当日 · 10 元服· 20 元服·	22	鷹司兼忠		近衛系		?		従五位上	Ш	
25 二条良実 道家二男 二条系 点線 2 (1226) 11 元服当日 正五位下 11 元服・叙爵当日 26 一条実経 道家四男 一条系 点泳元(1232) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 27 鷹司兼平 鷹司系 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 28 九条忠家 教実一男 九条系 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 28 九条忠家 本 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 29 一条 第元元(1243) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日	23	近衛兼経	家実三男	近衛系	• 12 • 20	13		正五位下	13	元服・叙爵当日
26 — 条実経 道家四男 —条系 · 12 · 13 11 元版 当日 正五位下 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当目 27 鷹司兼平 鷹司系 -条系 直え (1237) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当目 28 九条忠家 数実一男 九条系 暦仁元(1238) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当目 28 九条忠家 九条系 西元元(1238) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当目 29 一条 東京元元(1243) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当目	24	藤原頼経	道家三男	九条系	• 12 • 29	8	嘉禄 2 (1226) ・正・27	正五位下	9	
27 鷹司兼平 家実四男 鷹司系 -正・21 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 28 九条忠家 教実一男 九条系 暦仁元(1238) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 28 九条忠家 教実一男 九条系 暦仁元(1238) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 29 一条道自自宝一里 一条系 寛元元(1243) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日	25	二条良実	道家二男	二条系	• 12 • 13	П	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
28 九条忠家 教実一男 九条系 暦仁元(1238) 10 元服当日 正五位下 10 元服・叙爵当日 28 九条忠家 本 - <td>26</td> <td>一条実経</td> <td>道家四男</td> <td></td> <td>・正・21</td> <td>10</td> <td>元服当日</td> <td>正五位下</td> <td>10</td> <td>元服・叙爵当日</td>	26	一条実経	道家四男		・正・21	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
20 一条当自自宝	27	鷹司兼平	家実四男	鷹司系	• 2 • 23	10	元服当日	正五位下	10	
	28	九条忠家	教実一男	九条系	• 4 •	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
	29	二条道良	良実一男	二条系		10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日

	1	ı				ı			
30	二条教良	良実二男	二条系	寛元 2 (1244)・2・11	П	元服当日	正五位下	11	元服・叙爵当日
31	近衛基平	兼経一男	近衛系	建長6(1254)・正・28	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
32	鷹司基忠	兼平一男	鷹司系	康元元(1256) ・正・II	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
33	一条家経	実経一男	一条系	康元元(1256) ・正・20	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
34	二条師忠	良実三男	二条系	文応元(1260) ・8・23	7	元服当日	正五位下	7	元服・叙爵当日
35	二条経通	良実四男	二条系	弘長 2 (1262) ・10・14	8	元服当日	正五位下	8	元服・叙爵当日
36	一条実家	実経二男	一条系	文永 2 (1265) ・ 6 ・ I	16	元服当日	正五位下	16	元服・叙爵当日
37	近衛家基	基平一男	近衛系	文永 6 (1269) ・12・ 9	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
38	鷹司兼忠	兼平二男	鷹司系	文永 8 (1271) ・ 2 ・ II	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
39	九条忠嗣	忠家二男	九条系	文永10(1273) ・7・3	21	元服当日	正五位下	21	元服・叙爵当日
40	一条忠輔	実経四男	一条系	建治 3 (1277) ・12・28	?	元服当日	従五位上	?	弘安元(1278) ・4・18
41	近衛兼教	基平二男	近衛系	弘安3(1280) ・7・3	14	元服当日	従五位上	14	元服・叙爵当日
42	鷹司冬平	基忠一男	鷹司系	弘安 7 (1284) • 2 • 25	10	元服当日	正五位下	10	元服・叙爵当日
43	一条内実	家経一男	一条系	弘安IO(1287) ・正・II	12	元服当日	正五位下	12	元服・叙爵当日
44	松殿冬房	良嗣男子 (一条家経猶子)	松殿系	?	?	正応元(1288) ・3・8	従五位下	19	(確認できず)
45	一条家房	実経五男	一条系	正応元(1288) ・8・10	19	元服当日	正五位下	19	元服・叙爵当日
46	二条経教	教良男子 (叔父師忠養子)	二条系	正応元(1288) ・12・22	3	元服当日	正五位下	3	元服・叙爵当日
47	近衛家平	家基一男	近衛系	正応3(1290) ・8・23	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
48	一条冬実	家経男子	一条系	永仁元(1293) ・4・17	6	元服当日	正五位下	6	元服・叙爵当日
49	近衛経平	家基二男	近衛系	永仁3(1295) ・6・13	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
50	藤原忠基	良忠男子 (二条兼基養子)	二条系	?	?	正安 3 (1301) ・5・17	従五位下	?	(確認できず)
51	二条冬通	師忠二男	二条系	正安 3 (1301) ・12・ 9	17	元服当日	正五位下	17	元服・叙爵当日
52	一条内家	実家男子 (内実猶子)	一条系	乾元元(1302) ・II・I3	14	元服当日	従五位上	14	元服・叙爵当日
53	鷹司兼冬	兼忠二男	鷹司系	乾元元(1302) ・12・10	14	元服当日	正五位下	14	元服・叙爵当日
54	二条師基	兼基二男	二条系	応長元(I3II) ・6・I5	П	元服当日	従五位上	П	元服・叙爵当日
55	近衛経忠	家平一男	近衛系	正和 2 (1313) ・12・25	12	元服当日	正五位下	12	元服・叙爵当日
56	鷹司基教	兼忠三男	鷹司系	正和3(1314) ・12・26	16	元服当日	正五位下	16	元服・叙爵当日
57	一条経通	内経一男	一条系	元亨元(1321) ・12・15	5	元服当日	正五位下	5	元服・叙爵当日
58	九条道教	師教二男 (兄房実養子)	九条系	元亨 3 (1323) ・12・22	9	元服当日	正五位下	9	元服・叙爵当日
59	二条良基	道平一男	二条系	嘉暦 2 (1327) ・ 8 ・ 9	8	元服当日	正五位下	8	元服・叙爵当日
_							·		

表5-(2) 摂関家一族の元服表 元服以降に父(養父)が摂関または内覧に就任した者

Na	氏名	山石	₹.₺	元服年	月日		叙爵年	・月・日		林名生,日,口
No.	八石	出自	系統		日 ¹	年齢	年・月・日	位階	年齢	禁色年・月・日
60	九条良通	兼実一男	九条系	安元元(117・3・7	75)	9	元服当日	従五位上	9	(確認できず)
61	九条良経	兼実二男	九条系	治承 3 (III ・ 4 ・ I7	79)	П	元服当日	従五位上	11	治承 3 (1179) ・ 8 ・ 25
62	九条教実	道家一男	九条系	建保 5 (I2 ・ 4 ・2I	17)	8	元服当日	従五位上	8	元服・叙爵当日
63	九条忠教	忠家一男	九条系	正嘉 2(125 ・12・27	58)	П	元服当日	従五位上	11	元服・叙爵当日
64	一条師良	実経三男 (兄家経養子)	一条家	文永10(127 ・6・25		16	元服当日	従五位上	16	元服・叙爵当日
65	二条兼基	良実男子 (兄師忠養子)	二条系	建治3(12) ・4・21	77)	П	建治 3 (1277) ・ 4 ・22	従五位上	11	叙爵当日
66	九条師教	忠教一男	九条系	弘安 4 (128 ・正・8	31)	9	元服当日	従五位上	9	元服・叙爵当日
67	二条道平	兼基一男	二条系	永仁元(129 ・12・9	93)	7	元服当日	正五位下	7	元服・叙爵当日
68	鷹司冬経	兼忠一男	鷹司系	永仁 2(129 ・ 4 ・22	94)	12	元服当日	従五位上	12	元服・叙爵当日
69	一条内経	内実一男	一条系	正安元(129 ・正・20	99)	9	元服当日	従五位上	9	元服・叙爵当日
70	鷹司冬基	基忠二男 (兄冬平養子)	鷹司系	正安元(129 ・6・29	99)	15	元服当日	正五位下	15	元服・叙爵当日
71	九条房実	忠教男子 (兄師教養子)	九条系	正安元(129 ・12・19	99)	10	元服当日	従五位上	10	元服・叙爵当日
72	鷹司冬教	基忠三男 (兄冬平養子)	鷹司系	延慶 2 (130 ・ 4 ・ 20		5	元服当日	正五位下	5	元服・叙爵当日
73	鷹司師平	冬平男子 (兄冬教養子)	鷹司系	正中 2(132 ・12・29	25)	15	元服当日	正五位下	15	元服・叙爵当日

表5-(3) 摂関家一族の元服表 祖父が摂関、父が非摂関である者

No.	氏名	出自	系統	元服年月日	3	叙爵年	・月・日		禁色年・月・日
INO.	八石	ЩН	かが	年・月・日	年齢	年・月・日	位階	年齢	宗巴井・万・口
74	藤原兼良	兼房一男	兼房系	安元元(II75) ・4・7	9	元服当日	従五位上	9	文治 2 (1186) ・ 4 ・17
75	藤原基良	忠良一男	近衛系	建久 8 (1197) ・ 4 ・23	П	元服当日	従五位上	11	正治元(1199) ・7・23
76	衣笠家良	忠良二男	近衛系	正治 2 (1200) ・4・3	9	元服当日	従五位下	9	(確認できず)
77	松殿基忠	隆忠一男	松殿系	?	?	?	?	?	(確認できず)
78	松殿教忠	隆忠二男	松殿系	?	?	元久元(1204) ・12・8	従五位下	16	(確認できず)
79	近衛基輔	道経一男	近衛系	?	?	承元 4 (1210) ・正・6	従五位上	13	承元 4 (1210) ・正・14
80	藤原高実	良平一男	九条系	?	?	• TE • 0		9	(確認できず)
81	近衛道嗣	道経二男	近衛系	?	?	安貞 2 (1228) ・10・27	従五位下	12	寛喜 2 (1230) ・II・3
82	松殿良嗣	忠房一男	松殿系	?	?	貞永元(1232) ・12・10	従五位下	9	嘉禎3(1237) ・12・7
83	藤原経家	基家一男	九条系	暦仁元(1238) ・12・1	12	元服当日	従五位上	12	元服・叙爵当日
84	藤原頼嗣	頼経一男	九条系	寛元 2 (1244)・4・21	6	寛元 2 (1244) ・ 4 ・28	従五位上	6	(確認できず)
85	松殿兼嗣	忠房二男	松殿系	?	?	建長4(1252) ・正・5	従五位下	14	建長5(1253) ・2・7
86	藤原良基	基家二男	九条系	?	?	文永 2 (1265) ・正・30	従五位上	30	(確認できず)
87	近衛基嗣	経平一男	近衛系	正和 4 (1315) ・ 8 ・ 17	11	元服当日	従五位上	11	元服・叙爵当日

表5-(4) 摂関家一族の元服表 曾祖父が摂関経験者で、祖父・父が非摂関の者

No.	氏名	出自	系統	元服年月日			叙	爵年	・月・日		禁色年・月・日		
INO.	八石	ΗН	木ル	年	• 月	・日	年齢	年・	月	• 日	位階	年齢	宗巴牛・月・日
88	二条良教	基良一男	近衛系	?			?	安貞 ・ 8	2 (I • 21	228)	従五位下	5	安貞 2 (1228) ・12・14
89	藤原忠基	高実男子	九条系	?			?	?			?	?	(確認できず)
90	衣笠経平	家良一男	近衛系	?			?	?			?	?	(確認できず)
91	藤原房教	基良二男	近衛系	?			?	?			?	?	(確認できず)
92	鷹司兼輔	兼忠男子	近衛系	?			?	文永 ・ 8	6 (I • 9	269)	従五位下	?	(確認できず)
93	藤原良忠	良基男子	九条系	?			?	建治 ・ 6	3 (I • I7		従五位下	?	(確認できず)
94	松殿兼輔	兼嗣男子	松殿系	?			?	弘安 • I2			従五位下	?	(確認できず)

表5-(5) 摂関家一族の元服表 高祖父以上が摂関経験者で、祖父・父が非摂関の者

No.	氏名	出自	系統	元服年月	日	叙爵年	・月・日		林名年,日,口
INO.	八石	шн	术机	年・月・日	年齢	年・月・日	位階	年齢	禁色年・月・日
95	二条経良	良教一男	近衛系	?	?	?	?	?	正嘉 2 (1258) ・ 8 ・ 30
96	粟田口教経	良教二男	近衛系	?	?	正元元(1259) ・正・21	従五位下	?	(確認できず)
97	衣笠冬良	経平男子	近衛系	?	?	文永 6 (1269) ・正・5	従五位下	3	(確認できず)
98	藤原嗣実	教嗣男子	近衛系	?	?	建治 3 (1277) ・ 9 ・ 13	従五位下	?	(確認できず)
99	粟田口嗣房	良教三男	近衛系	?	?	正応元(1288) ・5・5	従五位下	20	(確認できず)
100	粟田口経忠	経良一男	近衛系	?	?	?	?	?	(確認できず)
101	松殿忠冬	冬房男子	松殿系	?	?	永仁 6 (1298) ・正・5	従五位下	3	(確認できず)
102	藤原房通	房教男子	近衛系	?	?	?	?	?	(確認できず)
103	藤原忠基	良忠男子	九条系	?	?	正安 3 (1301) ・5・17	従五位下	?	(確認できず)
104	松殿忠嗣	兼輔男子	松殿系	?	?	嘉元 2 (1304) ・ 8 ・25	従五位下	8	(確認できず)

注 典拠は『公卿補任』および『新摂関家伝』。

家の者に限られるという。 色の着用を許された殿上人は、 色を許された殿上人についての検討をおこな 許することであるが、 解き放ち、上位者に許された衣服の着用を勅 局のところ、 者が辿る昇進コースやその際の昇進スピード 院政期以降の禁色の許可の状況はどのような われた小川彰氏によれば、 官人に対し、そうした衣服に関する束縛から 下位の者が着用することは禁じられてい けのことなのかもし 親子関係を優先し、 以後の昇進に影響を与えたとは思えない。 上位の位階の者に許された色や服地の衣服を る色や服地についての規範が存在しており、 た慣習により、 聴禁色」、 地位に 三点目の禁色の許可についての検討に移ろ のであったのであろうか。 貴族社会では、 基づいて従五位上に叙されたことが すなわち禁色を許すとは、 実際の親子関係よりも擬制的 位階によって装束に使用でき しれない。 さらに慣習を墨守しただ 衣服令の規定や集積され 後白河院政期以前に禁 <u>+</u> それでは、 また、 一世紀後半に禁 摂関家と清華

中 禁色を許されているが、 ては、 基を含め、二例にとどまる。 び禁色許可 以降は、 と叙爵がおこなわれた日に禁色を許されており、 を許された時日に注目すると、約八割に相当する五十四名が、元服 色を許されている、 11 僅か二名である。そのうちの一名は、 父が摂関ではあるが、 るのかもしれないが、ここでは、 十四世紀初頭の大まかな傾向を、『公卿補任』で確認してみよう。 の点で明瞭な格差が存在した摂関家と清華家との間で、 みてみると、表5-2 について格差はなかったのであろうか。そこで、 に関する特権が付与されていたことを強調しておきたい。次に、祖 経平は、 六十七名が、本人が家督継承者であると否とにかかわらず、禁 に示したごとく、 三十二歳で亡くなった近衛経平を父に持つ基嗣 家督継承 元服や叙爵と異なる日に禁色を許された事例は、叙爵およ 摂関家の一 基嗣は摂関の子と同格として遇された、 の前日に元服がおこなわれた可能性が高い如上の二条兼 死に至るまで、 (候補) 一族であるが、その特徴の第一は、 ということである。また、この六十七名が禁色 (3) に明らかなように、 父が摂関に就任できなかった十四名について 摂関を実父または養父とする七十三名のう その時日が元服や叙爵と同じ日である者は 者だけではなく、 摂関就任者が辿る昇進コースを歩んで かかる特徴は、 特徴の第二として、 摂関の一 それ以外の男子にも禁色 すでに周知のことであ 歩手前の左大臣在任 半数を超える八名が 特に十三世紀中葉 十二世紀中葉から と考えるべきで 摂関家におい 表 5 — (1)、 (No. 87) であ 禁色の許可

したい。

されるのが一般的であった、 色が許されることがあっても、 あっても、 名のみである。 禁色を許されたのは、 てみると、表5-(4)、(5) と考えたい。最後に、 あろう。さすれば、 禁色の着用許可は稀になる、ということを特徴の第四と 摂関経験者から三等親以上離れると、 摂関の孫ではあるが、父が摂関でない場合、 摂関経験者と三等親以上離れた者についてみ 近衛流二条家の良教・経良 といえよう。このことを、 に示したように、 元服や叙爵とは異なる日にそれが許 該当する十七名中 No. 88 摂関家一 特徴の第三 95 の 禁

しても、 ある。 10藤原忠実の子と孫、 ように思う。 の清華家の者であっても、 関心を寄せる二条兼基の猶子である。 六名、ということである。 色を許されたことが 子孫以外で、 (№17) と平清宗 (№21) に禁色を許されたのが、 それでは、 12) であり、 清華家以外の者も含まれるが、 叙爵の日と同日ではない、 十二世紀中葉から十四世紀初頭にかけての時期に、 清華家の場合はどうか。 なお、 残る三名のうちの源忠房 すなわち、 叙爵と禁色許可が別の日になされた九十一名に 『公卿補任』 九十七名中、 の二人を例外として、 さらにいえば、 摂関家の一族以外は、 藤原頼長とその子兼長・師長 で確認できる者をまとめたもので という慣例の存在を指摘できる 可能性がある者も含めて僅 注目すべきは、 表6は、 とすれば、 その六名のうち三名は No. 97 藤原忠通とその直 摂関家に次ぐ家格 禁色を許されると 叙爵と同じ日 この小論で

表 6 12世紀~14世紀初頭の禁色許可者(摂関家を除く)

			全ī	.爵			本	· 禁色
No.	氏名	実父等との関係		年齢	位階	年・月・日	年齢	
1	藤原信通	宗通一男	<u> </u>	10		永久 2 (1114) ・ 4 ・ 15	24	正四位下左中将兼周防介
2	徳大寺実能	公実四男	<u> </u>	9	従五位下	保安元(II20) ・4・I4	25	正四位下右中将兼加 賀守中宮権亮
3	花山院忠宗	家忠一男	承徳元(1097) ・正・5	П	従五位下	保安3(II22) ・2・8	36	正四位下右中将
4	藤原成通	宗通四男	嘉承元(II06) ・正・5	10	従五位下	大治 2 (1127) ・12・ ?	31	正四位下左中将
5	藤原頼長	忠実二男、 兄忠通養子	大治 5 (II30) ・ 4 ・I9	П	正五位下	元服・ 叙爵当日	11	正五位下
6	大炊御門経宗	経実四男	保安 4 (1123) ・ 2 ・19	5	従五位下	長承 2 (1133) ・ 4 ・ ?	15	正五位下右少将兼備 中介
7	徳大寺公能	実能一男	保安元(II20) ・正・7	6	従五位下	保延 2 (1136) ・II・I0	22	正四位下右少将兼美 作介
8	花山院忠雅	忠宗二男	大治 4 (1129) ・正・ 7	6	従五位下	保延3(II37) ・9・22	14	正五位下左少将兼美 濃守
9	源雅通	顕通一男、 叔父雅定養子	大治 4 (1129) ・正・ 7	12	従五位下	康治元(II42) ・4・7	25	従四位上左少将兼皇 后宮権亮
10	藤原兼長	頼長一男	久安 4 (1148) ・ 4 ・27	П	従五位上	元服・ 叙爵当日	П	従五位上
П	藤原伊実	伊通二男	大治 5 (1130) ・正・ 6	6	従五位下	久安 5 (1149) ・ 8 ・ 2	25	正四位下左中将
12	藤原師長	頼長二男	久安 5 (1149) ・10・19	12	正五位下	元服・叙爵当 日ヵ	12	正五位下 *元服・叙爵当日ヵ
13	徳大寺公親	実能二男	保延2(1136) ・正・6	6	従五位下	康治 2 (1143) ・ 4 ・18	13	從五位上右少将兼讃 岐権介
۱4	徳大寺公保	実能三男	保延 2 (1136) ・正・ 6	5	従五位下	保元 2 (1157) ・ 8 ・ 3	26	正四位下右中将兼皇 太后宮権大夫
15	三条実房	公教三男	仁平 2 (1152) ・正・ 9	6	従五位下	保元 2 (1157) ・II・I4	П	正五位下左少将兼美 濃介
16	徳大寺実家	公能二男	仁平元(II5I) ・正・6	7	従五位下	保元 2 (1157) ・II・I4	13	従五位上左少将兼中 宮権亮讃岐権介
۱7	大炊御門頼実	経宗一男	長寛元(II63) ・I2・27	9	従五位下	不明 *叙爵当日ヵ	9	従五位下
18	徳大寺実守	公能三男	保元元(II56) ・9・8	10	従五位下	仁安元(II66) ・IO・7	20	正四位下右中将
19	平宗盛	清盛三男	保元 2 (1157) ・10・22	П	従五位下	仁安 2 (1167) ・正・ 9	21	正四位下右中将兼美作守
20	源通親	雅通一男	保元3(II58) ・8・5	10	従五位下	仁安 2 (1167) ・8・17	19	正五位下右少将
21	平清宗	宗盛一男	承安 2 (1172) ・正・ 5	3	従五位下	元服・ 叙爵当日	3	従五位下
22	平維盛	重盛一男	仁安 2 (II67) ・ 2 ・ 7	?	従五位下	治承 2 (II78) ・I2・28~ 治承 4 (II80) ・ 2・2I	?~ ?	正四位下春宮権亮
23	花山院忠経	兼雅一男	安元元(II75) ・4・7	3	従五位下	治承 3 (1179) ・ 4 ・11	7	従五位上侍従
24	徳大寺公衡	公能四男、 兄実守養子	仁安元(II66) ・I2・30	9	従五位下	元暦元(II84) ・IO・20	27	従四位上皇后宮権亮
25	徳大寺公継	実定三男	寿永 2 (1183) ・12・13	9	従五位下	文治 3 (1187) ・ 2 ・26	13	正五位下右少将
26	源通宗	通親一男	安元 2 (1176) ・正・ 7	9	従五位下	文治 3 (1187) ・5 ・ 4	20	正五位下侍従
27	三条公房	実房一男	寿永 2 (1183) ・正・5	5	従五位下	文治 3 (1187) ・10・21	9	従五位上侍従
28	五辻家経	花山院兼雅二男	治承 4 (1180) ・正・ 5	7	従五位下	文治 5 (1189) ・ 9 ・14	16	従四位下右少将

_								
29	大炊御門師経	経宗二男	文治 2 (1186) ・ 6 ・29	П	従五位下	建久8(II97) ・正・2I	22	従四位下中宮権亮
30	姉小路公信	三条実房三男	文治元(II85) ・正・6	5	従五位下	建久8(II97) ・2・6	17	従四位下右少将兼美 濃権介
31	源雅親	通資(通親弟) 一男	寿永元(1182) ・12・30	3	従五位下	建久 9 (1198) ・ 4 ・18	19	従四位上左少将兼備 前権介
32	久我通光	通親三男	文治 4 (1188) ・正・6	2	従五位下	正治元(1199) ・6・23	13	正五位下侍従
33	源頼家	頼朝一男	建久 8 (1197) ・12・15	16	従五位上	正治 2 (1200) ・正・ 5	19	従四位上左中将
34	大炊御門頼平	頼実二男	建久6(1195) ・正・6	16	従五位上	元久元(1204) ・3・17	25	従五位上右少将兼春 宮権亮
35	平親輔	信季男子、 伯父信基養子	寿永 2 (1183) ・ 9 ・22	?	従五位下	建永元(1206) ・10・22	?	正五位下蔵人 *10・20蔵人補任
36	徳大寺実嗣	公継一男	建久7(1196) ・正・6	2	従五位下	承元元(1207) ・3・10	13	従四位上右少将
37	三条実親	公房一男	正治元(1199) ・正・15	5	従五位下	承元元(1207) ・5・17	13	従四位下右少将兼信 濃権介
38	大炊御門家嗣	師経一男	元久 2 (1205) ・正・5	9	従五位下	承元 2 (1208) ・正・10	12	正五位下右少将
39	日野家宣	資実一男	建仁 3 (1203) ・ 3 ・ 10	19	従五位下	建暦元(1211) ・正・18	27	正五位下蔵人 *蔵人補任当日
40	藤原国通	泰通(中御門流) 二男	寿永 2 (1183) ・正・ 5	8	従五位下	建保 2 (1214) ・正・18	39	正四位下蔵人頭兼左 中将 *正・13蔵人頭補任
41	二条定高	光長三男、 兄長房養子	建久 9 (1198) ・正・24	9	従五位下	建保 2 (1214) ・12・ 4	25	従四位上蔵人頭兼右 大弁 *12・ 蔵人頭補任
42	久我通平	通光一男	元久 2 (1205) ・ 3 ・ 9	3	従五位下	建保 2 (1214) ・12・13	12	正五位下右少将兼遠 江権介
43	徳大寺実基	公継二男	建保元(1213) ・正・13	13	従五位下	建保3(1215) ・5・6	15	従五位上右少将兼讃 岐権介
44	堀川具実	通具(通親二男) 二男	承元 2 (1208) ・正・ 5	6	従五位下	承久3(1221) ・4・19	19	正四位下蔵人頭兼右 中将 * 4 ・16蔵人頭補任
45	一条実有	公経二男	建保 2 (1214) ・ 3 ・28	П	従五位下	承久3(1221) ・⑩・29	18	正五位下上野権介
46	花山院定雅	忠経三男	嘉禄元(1225) ・正・23	8	従五位下	嘉禄 2 (1226) ・10・19	9	従五位下中宮権亮
47	久我通忠	通光二男	建保 6 (1218) ・正・5	3	従五位下	安貞元(1227) ・3・10	12	従四位下右少将
48	土御門顕定	定通一男	承久元(1219) ・正・5	5	従五位下	安貞2(1228) ・II・I5	14	從四位下右少将兼甲 斐介
49	藤原兼高	長方(葉室系) 四男	建久 5 (1194) ・正・22	?	従五位下	寛喜 3 (1231) ・ 3 ・28	?	従五位上蔵人 *3・25蔵人補任
50	西園寺公相	実氏二男	嘉禄元(1225) ・正・23	3	従五位下	天福元(1233) ・3・7	П	従四位上左中将
51	葉室季頼	資頼一男	承久 2 (1220) ・正・ 6	8	従五位下	嘉禎元(1235) ・8・12	23	正五位下蔵人 *蔵人補任当日
52	姉小路顕朝	宗房一男	承久3(1221) ・⑩・18	10	従五位下	嘉禎2(1236) ・8・16	25	正五位下蔵人 *蔵人補任当日
53	藤原親季	定季養子、 実父家綱	建保 4 (I2I6) ・ 7 ・ 5	16	従五位下	暦仁元(1238)・②・29	38	正四位下蔵人頭兼右 中将 *②・27蔵人頭補任
54	一条公持	実有一男	寛喜 2 (1230) ・正・ 5	3	従五位下	暦仁元(1238) ・ 9 ・29	П	従四位下左少将兼美 作権介
55	久我雅光	通光四男	安貞 2 (1228) ・正・5	3	従五位下	仁治 2 (1241) ・II・ 9	16	従四位下右中将
56	土御門顕良	定通三男	嘉禄 2 (1226) ・正・ 5	ı	従五位下	仁治 3 (1242) ・ 3 ・ I	17	従四位下左中将

_		I			1			
57	藤原為氏	為家一男	嘉禄 2 (1226) ・正・ 5	5	従五位下	建長 2 (1250) ・正・15	29	正四位下蔵人頭左中将 *正・13蔵人頭補任
58	堀川具守	基具一男	建長 2 (1250) ・正・5	2	従五位下	建長7(1255) ·5·4	7	従五位上侍従
59	小倉公雄	洞院実雄二男	建長元(1249) ・2・8	?	従五位下	正嘉 2 (1258) ・ 2 ・26	?	従四位上左少将兼中 宮権亮
60	土御門通持	通行男子	寛元元(1243) ・2・5以前	?	従五位下	正元元(1259) ・4・29	28	正四位下蔵人頭右中 将 *4・17蔵人頭補任
61	源資平	顕平一男	嘉禄元(I225) ・正・5	3	従五位下	正元元(1259)・7・7	37	正四位下蔵人頭兼内 蔵頭 *7・2蔵人頭補任
62	徳大寺公孝	実基一男	正嘉元(1257) ・8・日	5	従五位上	正元元(1259) ・12・5	7	従四位上右少将
63	西園寺実平	公基一男	建長7(1255) ・正・5	5	従五位下	文応元(1260) ・2・19	10	従四位上右中将
64	洞院公守	実雄三男	建長5(1253) ・2・19	5	従五位下	弘長元(1261) ・2・7	13	正四位下右中将兼中 宮権亮
65	久我通雄	通基一男	正嘉 2 (1258) ・正・ 5	I	従五位下	弘長 2 (1262) ・ 6 ・ 20	5	従五位上侍従
66	大炊御門冬輔	冬忠二男	建長 5 (1253) ・正・ 5	6	従五位下	弘長 2 (1262) ・ 7 ・ 12	15	正四位下左中将
67	花山院頼兼	師継男子	建長 2 (1250) ・12・25	?	従五位下	文永 4 (1267) ・正・ 4	?	正四位下左中将兼加 賀介
68	三条実重	公親二男	文応元(1260) ・II・I5		従五位下	文永 4 (1267) ・12・30	8	正五位下侍従
69	西園寺公衡	実兼一男	文永 2 (1265) ・正・5	2	従五位下	文永 6 (1269) • 4 • 25	6	正五位下左中将 * 4 · 10左中将補任
70	花山院定長	長雅(定雅二男) 男子	文応元(1260) ・12・29	2	従五位下	文永 7 (1270) ・正・20	12	従四位下左少将
71	室町公重	実藤男子	弘長 2 (1262) ・正・19	7	従五位下	文永 8 (1271) ・12・30	16	正五位下中宮権亮
72	花山院家教	通雅男子	弘長 2 (1262) ・正・5	2	従五位下	文永10(1273) ・12・30	13	正四位下右少将 *右少将補任当日
73	花山院師藤	頼兼男子、 祖父師継養子	文永 8 (1271) ・ 5 ・ 4	6	従五位下	文永II(1274) ・正・21	9	従四位下左少将
74	園基顕	基氏男子	寛元 4 (1246)・3・8	9	従五位下	建治元(1275)・12・26	38	正四位下蔵人頭左中 将 *蔵人頭補任当日
75	土御門雅房	定実一男	文永 2 (1265) ・ 4 ・25	4	従五位下	建治 2 (1276) ・③・14	15	正四位下右中将兼伊 予権介
76	大炊御門良宗	信嗣二男	文永 5 (1268) ・正・29	9	従五位下	建治 3 (1277) ・ 4 ・ I I	18	正四位下左中将権陸 奥権介
77	園基顕	基氏男子	寛元 4 (1246)・3・8	9	従五位下	建治3(1277) ・3・13	40	正四位下蔵人頭左中 将 *3・8蔵人頭還補
78	中院通重	通頼男子	文永 8 (1271) ・正・5	2	従五位下	弘安元(1278) ・(0・28	9	従四位下侍従
79	堀川基俊	基具二男	文永 4 (1267) ・10・3	7	従五位下	弘安 4 (1281) ・4 ・ 2	21	正四位下左中将兼尾 張権介
80	洞院実泰	公守男子	文永 7 (1270) ・⑨・23	2	従五位下	弘安 5 (1282) ・正・14	14	従四位上左少将
80	花山院定教	定雅三男	弘安 4 (1281) • 7 • 29	?	従五位下	弘安 5 (1282) ・正・14	?	従五位下侍従
81	花山院家雅	長雅二男	弘安 4 (1281) ・12・5	7	従五位下	弘安10(1287) ・12・10	13	従四位上左中将 *叙従四位上当日
82	日野俊光	資宣男子	文永 9 (1272) ・ 6 ・ 8	13	従五位下	弘安10(1287) ・12・14	28	正五位下蔵人 *12・10蔵人補任
83	久我通嗣	通基三男	弘安 3 (1280) ・正・ 5	3	従五位下	正応元(1288) ・2・8	11	従四位下右少将
84	花山院師信	師継二男	弘安 4(1281) ・12・25	7	従五位下	正応元(1288) ・3・12	14	従四位上左中将

85	花山院家定	家教男子	弘安 8 (1285) ・ 8 ・ I I	3	従五位下	正応元(1288) ・12・24	6	正五位下侍従
86	堀川具俊	具守男子	弘安7 (1284) ・④・24	12	従五位下	正応 2 (1289) ・正・5	20	正五位下左少将
87	一条実連	公藤(西園寺系) 男子	文永II(1274) ・正・5	?	従五位下	正応 2 (1289) ・ 2 ・23	?	従四位上左中将兼皇 后宮権亮
88	室町実為	実藤三男	弘安3(1280) ・正・5	6	従五位下	正応 2 (1289) ・ 2 ・23	15	従四位上左中将
89	三条公茂	実重男子	弘安 8 (1285) ・正・5	2	従五位下	正応 2 (1289) ・12・29	6	従四位上侍従
90	西洞院仲兼	時仲男子	正嘉元(1257) ・5・7	10	従五位下	正応 3 (1290) ・II・27	43	正四位上蔵人頭中宮 売 *II・2I蔵人補任
91	勘仲小路兼仲	経光二男	正嘉元(1257) ・4・28	14	従五位下	正応4(1291) ・8・2	48	正四位下蔵人頭左大 弁兼春宮亮 * 7 · 29蔵人頭補任
92	堀川顕世	高定男子	正嘉 2 (1258) ・正・ 5	7	従五位下	正応 5 (1292) ・ 3 ・ 12	41	正四位上蔵人頭宮内 卿 *2・5蔵人頭補任
93	源顕資	資平男子	建長 7 (1255) ・正・5	?	従五位下	正応 6 (1293) ・ 2 ・23	?	正四位上蔵人頭宮内卿 *2・18蔵人頭補任
94	二条為雄	為氏(御子左系) 二男	正元元(1259) ・正・5	5	従五位下	永仁 2 (1294) ・4 ・ 7	40	正四位下蔵人頭右中 将 *3・27蔵人頭補任
95	土御門雅長	雅房一男	正応元(1288) ・正・5	2	従五位下	永仁 3 (1295) ・ 3 ・ 13	9	正四位下右中将
96	源彦仁	忠成王男子 (順徳天皇孫)	永仁 4 (1296) ・12・30	?	従四位下	永仁 5 (1297) ・2・19	?	従四位下侍従
97	源忠房	彦仁男子、 二条兼基猶子	正安 3 (1301) ・12・15	17	正五位下	元服・叙爵当 日	17	正五位下

注 典拠は『公卿補任』。

年ほどの年数を要している。ちなみに、忠教の父忠家が叙爵か徴は以下の二点である。第一は、昇進スピードの遅さである。世稿で注目した九条忠教と比較してみると、正嘉二 (一二五八)年十二月二十七日に元服した忠教は、兼基と同様に、従五たに叙されている。その忠教が従三位に叙されて公卿に列したに叙されている。等一は、昇進スピードの遅さである。

である。朝廷に仕える官人として第一歩を踏み出した瞬間に、(36) 広く認められた特権でしかない。 としていたのである。 華家の子弟の場合、 №8)、一年十ヵ月の花山院定雅 とほぼ同時の叙爵にしろ、禁色の許可にしろ、 着用する衣服の規範から解放される摂関家一族との格差は歴然 つく。ただ、この三人がそれぞれ要した時間は極端に短く、 二ヵ月弱の源彦仁 ついて、 さて、ここまで、二条兼基の元服時に注目してきたが、 叙爵から禁色が許されるまでに要する期間をみると、 (表6の№96) 概算で平均九年強の時間を要しているよう かかる特権が認められるから や、 同 一年の花山院定教 No. 46 らの短さが目に 摂関家の子弟に (同

明らかである。それでは、

元服後、

兼基はどのように昇進して

いくのであろうか。

兼基の実兄教良や師忠の実子冬通の昇進のありかたからみてもといって、摂関への途が保証されているわけではないことは、

表 7 二条兼基昇進表

		月・日	位 階	官職						
西暦(和暦)年	年齢			太政官	太政官以外					
				太以 日	近衛府	国司	その他			
1267(文永4)年	1	誕生()	月日不明)							
		4.21	(元服)							
1277(建治3)年	11	4.22	従五位上							
12//(建加3/平		6.17	正五位下							
		9 • 13					侍従			
1278(弘安元)年	12	3 • 14			右少将					
1279(弘安2)年	13	4 • 24			右中将	近江介				
1280(弘安3)年	14	正•5	従四位下							
1281(弘安4)年	15	正•5	従四位上							
1281(加女4)年	15	7 - 29	正四位下							
1283(弘安6)年	17	正•5	従三位							
1283(加女0)平		3 • 28				播磨権守				
1284(弘安7)年	18	正•13	正三位							
1007/31 中10) 年	21	正•13		参議						
1287(弘安10)年		12-10		権中納言						
	22	3•8	従二位							
1288(正応元)年		9 • 12		権大納言						
		11-21	正二位							
1290(正応3)年	24	11-21			右大将					
	25	3 • 25			左大将					
1291(正応4)年		7 • 29		内大臣						
		12-25		右大臣						
1292(正応5)年	26	5 • 15			辞左大将					
1294(永仁2)年	28	正•6	従一位							
1000(3.15.4) /5	30	8 • 28		(一上)						
1296(永仁4)年		12-27		左大臣						
1000(3.50)5	32	8 • 10					東宮傅			
1298(永仁6)年		12-20		摂政						
1000/开始三) 左	33	正・11		(譲一上)						
1299(正安元)年		11-21		太政大臣						
1000(王中の)左	34	5•3		辞太政大臣						
1300(正安2)年		12-16		関白						
1301(正安3)年	35	正•21					辞東宮傅			
1305(嘉元3)年	39	4 • 12		辞関白						
1308(延慶元)年	42	7 • 20	出家							
1334(建武元)年	68	8 • 25	死没							

注 典拠は『公卿補任』および『新摂関家伝』。

以上、 兼基は、養父師忠が左大 忠教の昇進スピードは明 階上の正五位下であった 忠家が叙爵の際に与えら 間はたった九ヵ月である。 五十ヵ月もかかっている されてから、現任の公卿 年近くの年月を要してい かかわらず、弘安六(一 臣に在任中であったにも 父忠家が失脚状態にあっ いるように、その遅れは らかに遅い。再三述べて ことを考慮に入れても、 れた位階が、忠教より一 ら従三位までに要した時 に任じられるまで、四年 る。さらに、従三位に叙 三位に叙されるまで、六 たからである。ところが、 二八三)年正月五日に従 月数で表記すると

まり、兼基は平均の二倍近い時間を要して現任公卿の仲間入りを果納言に任じられるまでに要する平均月数は二十八ヵ月弱である。つ世紀の摂関家の家督継承(候補)者が、従三位に叙されてから権中のである。一節で師忠の昇進を確認した際に紹介したように、十三

源経信、 깯 だろうか。 基長 (一〇七七) 兼基と師通の二人しかいない。 は八名と考えられていたようであり、 家 る過程で、 方、 たため、 カ月後の十二月十三日 承者が参議の官にあるという状態は解消された。 あらためて歴代の摂関経験者の官歴を確認すると、 源資綱、 同様に定員が八名と考えられていた参議は、 藤原宗俊、 の八名が権中納言の地位にあった。 師通は権中納言ではなく、 参議を経由しているのは、 同年八月一 年三月二十七日のことである。 藤原経季、 源師忠、 日 藤原資仲、 藤原伊房、 師 権中納言の 通は権中 師通が参議に任じられたのは承暦元 藤原泰憲、 源俊明、 参議に任じられたのではない -納言に昇進し、 いうなれば、 道長・頼通の直系子孫では、 人 当時、 その時点では、 藤原能季が世を去り、 藤原実季、 藤原公房の七名であ それでは、 藤原師成 空きがなかった。 権中納言の定員 摂関に昇進す 摂関家の家督 藤原能季 藤原祐 兼基 藤原

の場合はどうか。

納言は、 十名である。かかる状況からすれば、二名の辞任によって八名とな $\sqrt{}$ 弘安元 (一二七八) 年、 年は建治二 (一二七六) 年の正月一日時点における権中納言の数を確認してみると、 建治元 (一二七五) 房 を辞している。 そうならなかった理由はわからない。 のことであるが、 ゚た権中納言に兼基が加わっても何ら問題がないように思えるが 上述のように、 年、正応五(一二九二) 吉田経長、大炊御門良宗、 三条実重、 近衛流二条家の経良と、三条公貫である。 その日、 兼基が参議に任じられたのは弘安十年正月十三日 年から正応五 久我通雄、 弘安二 (一二七九) 年のみ、 十名いた権中納言のうち、二名がその 年、 堀川基俊、 花山院家教、 の五年で、 九名の年が建治元年、 (二二九三) の八名である。 残りの十一年はすべて 西園寺公衡、 年、 年までのそれぞれの 正応元 (一二八 建治三年、 ちなみに

権中納言ではなく、

ところが、弘安十(一二八七)年正月十三日に兼基が就いたのは、

階下の参議であった。

参議を経ずに権中納言に直任されることが慣例となっていた。

中世貴族社会においては、

摂関家の家督継承

(候補)

中納言ではなく、 正月に参議に任じられるまでの兼基の昇進のありかたは、 する危機に直面していた、 スをかく考えてさしつかえないとすれば、 言もしくは権大納言である。 なっている。 は関白を官途の極官とする摂関家の家督継承者のそれと明らかに異 以上から確認できるように、 旧稿に示した摂関家の子弟の昇進コースでいえば、 参議に直任された兼基に予定された極官は、 と見做しうるように思う。 家督継承候補者である兼基の昇進コー 建治三年に元服してから、 二条家は摂関家から 師忠が摂関 弘安十年 摂政また

うに、こののち、 新たに権中納言を辞任した者はいない。 その四ヵ月後に権中納言に昇った。念のため付言すれば、この間に それとは異なるという意味で異様な昇進コースを歩んでいた兼基も を辞し、その後任に師忠が就いたのである。 た理由が気になるところである。 就任できないでいることが危機の原因であることはいうまでもない。 ところが、 その意味でも、 十年以上にわたって摂関の地位にあった鷹司兼平が関白の職 その危機はあっさりと去ってしまう。 兼基は着実に摂関への途を歩み、 正月の時点で兼基が権中納言に直任されなかっ それはともかく、 八名が九名に増えたのであ 摂関家の家督継承者の この年の八月十 永仁六(一二九 表7に示したよ

Ø 者 が 道平と同様に、 れていることが注目される たにもかかわらず、 は 41 に あるが、 元服した。 それに先立つ永仁元(一二九三)年十二月九日、 いずれも鷹司家の人物で、 従五位上ではなく、 この三例は のは養父であり、 の No. 70 元服当日、 かの師忠と同じ七歳であったことも興味深いところで 父が摂関を経験していないにもかかわらず、 72 擬制的な親子関係よりも実際の親子関係を重視 慣例通りの従五位上ではなく、 この時点で兼基が摂関未就任の右大臣であっ それぞれの実父は摂関経験者である。 73 ° 正五位下に叙された事例が三例ある。 (前掲表5-ただし、 冬基、 冬教、 三例とも、 2 師平 の№67参照)。 の三人である 摂関を経験して 正五位下に叙さ 兼基の一 叙爵の 男道平 この それ 当事 表

> その後の兼基の順調な昇進により、 ことを意味しよう。 化の論理を明らかにすることはできないが、 が気になるところである。 られる位階に関する慣例は生き残っているとみるべきであろう。 盤石となった、 れたことは、その父兼基の摂関就任が絶対確実な既定路線であった れだけに、 位上に叙されるケースもあるから、 た、 した結果ともいえ、 先に紹介した九条房教の事例のように、 慣習を無視するかのようにおこなわれた二条道平の叙爵 と評価できるように思うのである。 換言すれば、 単純に、 残念ながら、現時点では、 慣例を無視しているとは 長年待ちわびた師忠の関白就任と 摂関家としての二 摂関家の子弟が叙爵の際に与え 慣例にしたがって従五 道平が正五位下に叙さ 一条家の地位 その際の正 いえな (27)

む すびにかえて

八)年十二月二十日、

摂政に就任している。

廟堂の中枢を占める体制が続い 年八月十一日の関白交代に至るまでの約十二年間、 の固定化もしくは硬直化が、二条家に危機をもたらしたともいえる 五 言の近衛家基が内大臣に昇任した。 条師忠が左大臣に、 って摂政に就任し、 建治元 (一二七五) 年に鷹司基忠が太政大臣に就任したことを除けば、 その二ヵ月後の十二月二十二日に、 権大納言の九条忠教が右大臣に、 年十月二十一日に鷹司兼平が一条家経に代わ た。 視点を変えれば、 これ以降、 弘安十 (一二八七) 弘安八(一二八 こうした人事 同じく権大納 右の四人が 右大臣の二

具は、 建治・弘安年間の人事の固定化・硬直化の副産物といえよう。 十一年、希代之沈淪候」状況にあったわけであるが、そうした基具 中最上位の位置を占めていた。 弘安七 ことはなかった。 たが、上述のごとき状況のもとで、基具に大臣就任の機会が訪れる 以降の十一年間 までの約十年間、 朝廷は、 その影響は他にも及んでいる。その一人が堀川基具である。 弘長元 (一二八四) 年八月に、 かの藤原伊周以来の准大臣の地位を与えたのである。 (一二六一) 権大納言の地位にあり、その後、 短期間の例外があるが、二名または三名の大納言 基具自身のことばを借りれば、「老臣一大納言労 年正月まで、その地位にあり、 同じ大納言として序列上位の中院雅忠が没して 年十一月から文永八(一二七一)年三月 かくのごとき実績をもつ基具であっ 特に文永九(一 大納言に転じ、 基

な家と認識している、 0) 一つは、この小論で述べたことと矛盾を来すことになるかもしれ もちろん、 九条家、 記主の兼仲は、 兼仲が 例外はあるし、 一条家をも、 一殿 ということである。 という敬称を付して表記しているからであ 自身が仕える鷹司家や近衛家はもとより、 実務官人という彼の属性に由来した 他の一般の貴族の家とは異なる特別 そう思うのは、 この五家

司家や近衛家にも仕えた朝廷の実務官人の勘解由小路兼仲であるが

この時期の日記の一つに

『勘仲記』

がある。

記主は鷹

、存するこの日記の弘安末年頃までの部分を通覧してみると、

この

小論の問題関心に関して二つのことを感じる。

にも幅広く与えられるこの一門を、他の貴族の家と同列にみることについての特権が、家督継承(候補)者だけでなく、いわゆる庶子表現かもしれないが、元服と同時になされる叙爵や、着衣の色など

のほうが不自然であろう。

象に見舞われた亀山が、 機会に言及したが、それ以外にも、 うける一方で (ただし、二人とも長ずることなく夭折)、亀山の皇 明らかなことは、 近衛殿であった、というような事例もある。 院御所の常磐井殿を火災で失い、 衛家は二重の姻戚関係で結ばれていることについては、 女が家基の妻となり、 近衛家基の妹位子が亀山の妻となり、 上 である。 もう一つは、 かくのごとき印象をもつのは当然のことかもしれない。 摂関が鷹司兼平で、 近衛流の二つの家の優位性と九条流三 治天の君たる亀山と近衛流の濃密な関係である。 のちに経平となる男子を生むなど、 翌月、 記主がその兼平に仕える兼仲である以 御所に選んだのは、 時避難していた靡殿でも怪異現 弘安五 (一二八二) 年十一月に 亀山との間に二人の男子をも 近衛家の本宅の 一家の影の薄さ すでに別の 亀山と近

である。 鷹司兼平が後宇多天皇の摂政となった直後に、 統が亀山系 亀 となるのは、 ところで、 山系に置いている。 にもかかわらず、 (大覚寺統) のちに伏見天皇となる熙仁親王が後宇多天皇の皇太子 建治元年十一月五日のことである。(48) 伏見は弘安十 から後深草系 **勘仲記** (一二八七) の中の近衛流は、 (持明院統) ほぼ確定していたの 年十月二十一日 つまり、 に移ることは、

そうした現実との距離のとりかたは、 鎌倉幕府の成立以降、 与のものであり、 これもまた印象でしかないのだが、貴族にとって、 摂関家が五つに分かれた状態は望ましいものとは思えない。ただ、 といった行動をとっていないのである。現代人の感覚からすれば、 自らの主体的な意思に基づいて、その現実を変革しようとする姿勢 職すること以外、その優位な立場を利用して、九条流を屈服させる、 とする姿勢をみせていない。換言すれば、長期にわたって摂関に在 がどのような未来図を描いていたのか、気になるところである。 ことであろう。それはともかく、先行きの見通しの甘さといってし 任と皇統の交代との間に何らかの関係があることは当然予想される に欠けるように思う。 まえばそれまでであるが、弘安年間の段階で、兼平ら近衛流の人々 他方、『勘仲記』の兼平らは、 兼平の関白辞任の二ヵ月後のことである。 彼らは、その現実に不満を抱くことはあっても、 その傾向はさらに顕著になるように感じる。 後鳥羽上皇のような例外的な人物もいるが、 その優位性をさらに拡大させよう 中世の貴族のみの特徴なので 眼前の現実は所 兼平の関白辞

涪

あろうか。

- は摂関家の家格を失ってしまう。 周知のように、源義仲と結び、その結果、基房の家系(松殿流)1) 藤原忠通二男の基房とその子師家も摂関に就任しているが、
- 究』〈吉川弘文館、二〇〇七年〉所収、初出は二〇〇〇年)。(2) 拙稿「摂関家九条家の確立」(拙著『鎌倉幕府体制成立史の研

- 九九五年)による。 直樹氏・米田雄介氏『新摂関家伝』第一(続群書類従完成会、一直樹氏・米田雄介氏『新誀増補国史大系』)、および荒川玲子氏・詫間り、『公卿補任』(『新訂増補国史大系』)、および荒川玲子氏・詫間3) この小論で言及する人物の経歴については、特に断らない限
- 五〇五~五〇九、五二七~五二八頁、参照。造』〈塙書房、二〇〇六年〉第三編第一章、初出は、一九九一年)、西谷正浩氏「社会・家・相続制度」(西谷氏『日本中世の所有構の)、中世貴族社会における摂関家の男子の元服と叙爵については、
- (6) 摂関家子弟の昇進コースについては、さしあたり、前掲注
- (2) 拙稿、八六~八八頁、参照。
- 嘉禄二(一二二六)年十二月一日条。(7)『明月記』(『翻刻明月記』二〈『冷泉家時雨亭叢書』別巻三〉)
- 月二十八日条。 条、同二十四日条、『岡屋関白記』(『大日本古記録』)寛元四年正(8)『葉黄記』(『史料纂集』)寛元四(一二四六)年正月二十三日
- 建長二(一二五〇)年十一月日九条道家初度惣処分状(『図書

意叢刊 九条家文書』五一(1)号)。

- (『図書寮叢刊 九条家文書』一―②号)。(10) 建長四(一二五二)年二月十九日九条道家第二度処分状抄
- 出は一九八八年)、一一七頁。『中世朝廷訴訟の研究』〈東京大学出版会、一九九五年〉所収、初11) 本郷和人氏「後嵯峨院政――後期院政の成立――」(本郷氏
- 12) 前掲注(2)拙稿、八七~八八頁。
- (4) https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp(二○一八年十月二十九日閲覧)。
- している。 年、すなわち弘長元(一二六一)年の二月二十七日に左大臣を辞年、すなわち弘長元(一二六一)年の二月二十七日に左大臣を辞(6) 念のため付言すると、西園寺公相は、太政大臣に任じられた
- 験者が、この朱注を有していない。一方、忠家の前をみると、直、大臣の種別や官歴以外に、大臣初任時の天皇についての注記は、大臣の種別や官歴以外に、大臣初任時の天皇にがある。この注記は、朱で記されていることと、記された位置におある。この注記は、朱で記されていることと、記された位置には、大臣の種別や官歴以外に、大臣初任時の天皇についての注記は、大臣の種別や官歴以外に、大臣初任時の天皇についての注記は、大臣の種別や官歴以外に、大臣初任時の天皇に行いなお、本文ですでに指摘したように、大臣任例部分の氏名に

人がそれを知るのは、やはり、崩御後のことであろう。 人がそれを知るのは、やはり、崩御後のことであろう。 人がそれを知るのは、やはり、崩御後のことであるのは、やはり、前者は、後嵯峨の追号は、後嵯峨本人が生前に決めていたことになるが、世ピ・という『皇代略記』(『続群書類従』)の記述を信じれば、兼学の注記があるからである。ただし、「依…遺詔・奉」号…後嵯峨の追号は、後嵯峨本人が生前に決めていたことになるが、世ピ・という『皇代略記』(『続群書類従』)の記述を信じれば、兼学の注記があるのは、後嵯峨本人が生前に決めていたことになるが、世ピ・という『皇代略記』(『続群書類従』)の記述を信じれば、兼学の注記があるのは対し、兼平と同様に、摂関就任者であるから注記がない。という『皇代略記』(『続群書類従』)の記述を信じれば、後に、 しいずれも四条天皇の時に大臣に任じられているが、家良には「同」という『皇代略記』(『続群書類従』)の記述を信じれば、後には、「同」をいう『皇代略記』(『続群書類従』)の記述を信じれば、後には、「同」をいう。

- かならない。

 が一年一ヵ月、全員の在任期間を合計しても二十七年七ヵ月にしが一年一ヵ月、全員の在任期間を合計しても二十七年七ヵ月、実経家が四年七ヵ月、教実が三年九ヵ月、良実が三年十一ヵ月、道任期間は、最長の兼実でも十一年、以下、良経が三年三ヵ月、道19) 前掲注(18)と同様に計算すると、九条流の歴代の摂関の在19) 前掲注(18)と同様に計算すると、九条流の歴代の摂関の在19)
- 補者の昇進コースを着実に歩んでいる。正元元(一二五九)年正月に権中納言に任じられるなど、摂関候れ、同年七月、左中将に任じられ、翌年十一月に従三位に叙され、の、家経は康元元(一二五六)年正月に元服し、正五位下に叙さ
- 年齢は、前掲注(3)『新摂関家伝』第一の「二条兼基」の項(同(紅)との小論では、二条兼基の生年(文永四〈一二八七〉年)と

は、

(表4M3) と二人前の衣笠家良(表4M2)

書、二○七~二一○頁)によった。他方、『公卿補任』 いずれが妥当であるか、後考を俟ちたい。 によれば、兼基は、文永五(一二八八)年に生まれたことになる。 の年齢表記

〔22〕『尊卑分脈』は、師忠の第一子の位置に兼基の名を記し、「実 弟〉」と記している(『公卿補任』弘安六〈一二八三〉年藤兼基 兼基条)。また、『公卿補任』も、兼基について、「左大臣男〈実者 者師忠公舎弟也」と注記している(『尊卑分脈』摂家相続孫流藤原

の官位は正三位右中将であった。 で世を去った。この間、冬通の昇進は遅々として進まず、死没時 三日のことである。それから間もない同年十月、冬通は三十二歳 はその後関白に昇り詰めている。正和五(一三一六)年八月二十 冬通より三歳年下でありながら、権大納言在任中であった。道平 るが、その当時、義兄兼基は関白の地位にあり、兼基の子道平も、 (一二八五) 年に生まれた冬通は、正安三 (一三〇一) 年に元服す いう実子がいた。『公卿補任』が記す年齢から逆算すると、弘安八 なお、『尊卑分脈』や『公卿補任』によれば、師忠には、冬通と

- 前掲注(5)に同じ。
- 『公卿補任』弘安六年藤兼基条。
- おこなわれたとする理解を示している(『新摂関家伝』一、二〇七 兼基の元服は、叙爵と禁色着用の許可がなされた四月二十二日に と五代続けて、元服の日に叙爵されている。 『新摂関家伝』は、『公卿補任』の記述を誤りと判断したのか、 付言すると、御堂流では、頼通、師実、 師通 忠実、 忠 通
- (2) ただし、実父が摂関もしくは摂関経験者であっても、本人が No.4、12、13、14、17、10、1 まごう。 に叙されることもある(兼基以前では、 家督継承者ではない場合、正五位下ではなく、一階下の従五位上 松殿家系を除くと、表5
- 試みに、元服時に実父または養父が摂関もしくは摂関経験者

松殿忠房 (M15)、一条内家 (M25)、の四名は一ヵ月足らずで正 五位下に昇進している。 の時間を要している。他方、藤原兼房(No.4)、藤原良平(No.14)、 (No.18)、鷹司兼忠 (No.22)、一条忠輔 に昇叙されるまでに要した時間を調べてみると、松殿基嗣 であった者と、元服後に実父または養父が摂関に就任した者のう 叙爵時に従五位上の位階を与えられた者に絞って、正五位下 (No.40)、の三名が一年以上

- 殿上人層を中心として――」(『国史学』一二七、一九八五年)。 小川彰氏「古記録記事を通してみたる禁色勅許-——平安後
- 前掲注(2)拙稿、八七~八八頁。
- 光圀で、「延宝己未中元之後日」に記述)によれば、「諸本皆亡」任』は、「壬生伯爵家旧蔵公卿補任補闕」本の奥書(執筆者は徳川 地位に昇りえた者に限られる。それゆえ、摂関家や清華家の一族 この期間に公卿に昇進した者の官歴をほとんど記しておらず、こ 川光圀が補ったという(『新訂増補国史大系』本『公卿補任』第二 といった状態にあったので、「一代要記」や「系図諸本」により徳 宝治元(一二四七)年から正元元(一二五九)年までの『公卿補 のことを確認することはできない。また、検討対象とした期間中、 が、彼らが禁色を許されたとしても、『公卿補任』による限り、そ の中には、早世その他の理由で公卿に昇進しえなかった者もいる 能力を遥かに超える作業であるため、 卿補任』以外の編纂史料などを総覧する必要があるが、私自身の く記しているという保証もない。それゆえ、当該期の日記や『公 る。また、現存する『公卿補任』が禁色に関する情報を全て正し 「元禄六十月六日」付の奥書や、同書、一五四頁に引用されている篇、一七九頁、参照。なお同頁に引用されている紀俊季による の小論が必要とする情報を、『公卿補任』からうることは困難であ 日」付の言継の奥書も参照)。そのため、現存する『公卿補任』は 前田侯爵家所蔵山科言継及言経自筆本」の「天文十九年二月五 『公卿補任』で確認できる禁色許可者は、当然ながら、公卿の 『公卿補任』 のみを検討対象

- こし、大まかな傾向を確認するにとどめた。
- (37) 対象者中、禁色を許されたことが確認できないのは、松殿家の心の)の六名である。
- 明らかにすることはできない。
 興味深いところではあるが、残念ながら、現時点ではその理由をの一人に鷹司兼平がいる。兼平がなぜかそのように遇されたのか、の一人に鷹司兼平がいる。兼平がなぜかそのように遇されたのか、
- (3) 『公卿補任』は、師長の禁色について、「公園社・一大為殿上の舎人〈十二〉、同十九日加元服、即日正五位下、内院昇殿禁色如小舎人〈十二〉、同十九日加元服、即日正五位下、内院昇殿禁色如い舎人〈十二〉、同十九日加元服、即日正五位下、内院昇殿禁色如(3) 『公卿補任』は、師長の禁色について、「公園社
- (36) ちなみに、蔵人頭や蔵人として禁色を許されたと思われる者が表6中に十八名いるが、そのうち、叙爵から禁色を許されるま53、57、61、74、90、91、92、93、94)。
- 前掲注(22)を参照。(37) 教良については、前掲注(4)を、また、冬通については

(38) 前掲注(2)拙稿、八八頁。

籠居,哉。殊可,,申沙汰,之由有,,勅定,(後略) 範居,哉。殊可,,申了。依,之雖,被,仰,関東、未,申,可,為,,聖断,之由、被,,申了。依,之雖,被,仰,関東、未,申,可,為,,聖断,之由、被,,申了。依,之雖,被,仰,関東、未,申,以,,,以,,,之由、被,,中,之后,,被,行之由、御心中に。執柄事自,,仙洞,有,被,仰下,之后,被,行之由、御心中に,,故,,行之由、御心中、,故,,。

これによれば、兼平は、弘安九年十二月の時点で、宿曜道の勘にしたがは、兼平は、弘安九年十二月の時点で、宿曜道の勘にしたがが亀山と見いたようであるが、明確な回答がえられなかったためか、亀山は、「政道事殊御興行之始」に「宿老」たる兼平を籠居させられない、「政道事殊御興行之始」に「宿老」たる兼平を籠居させられない、「政道事殊御興行之始」に「宿老」たる兼平を籠居させられない、市により、関白辞任を考え、また、内容は明らかにしがたいが、申により、関白辞任を考え、また、内容は明らかにしがたいが、中により、関白辞任を考え、また、内容は明らかにしがたいが、本では、関白辞任を考え、また、内容は明らかにしがたいが、

る徳政沙汰(毎月一日、十一日、二十一日開催)と、中納言・参義彦氏が指摘されるように、院の評定が、大臣と大納言が参加すり関白職辞退に関する話を聞いた同じ弘安九年十二月には、橋本なお、この時期の政道興行について補足すると、兼仲が兼平よ

九頁。前掲注(11)本郷和人氏論文、一四一頁も参照。 九頁。前掲注(11)本郷和人氏論文、一四一頁も参照。 九頁。前掲注(11)本郷和人氏論文、一四一頁も参照。 11月 (「鎌倉遺文」一五七三一号)が発せられている。 21月 (「鎌倉遺文」一五七三一号)が発せられている。 21月 (「神世の政治社会思想」(笠松氏『日本中世法史論』 22日 (「鎌倉遺文」一五七三一号)が発せられている。 22日 (「鎌倉遺文」一五七三一号)が発せられている。 22日 (「動仲記」弘安九年十二月三日条、同二十四日がなされている(「勘仲記」弘安九年十二月三日条、同二十四日がなされている(「勘仲記」弘安九年十二月三日条、同二十四日がなされている(「勘仲記」、「一世の表 22日 (「一世の政治社会思想」(一世の表 22日 (「一世の政治社会思想」(一世の表 22日 (「一世の政治社会思想」(一世の一頁も参照。

- (4) 冬基と冬教の実父の鷹司基忠は文永五(一二六八)年十二月(4) 冬基と冬教の実父の鷹司基忠は文永五(一二六八)年十二月 市出に関白に任じらに冬平は、正中元(一三二四)年十二月二十七日に関白に任じらに冬平は、正中元(一三二四)年十二月十日に摂政に就任し、応長元(一三一一)年三月十五日に関白に転じ、正和二(一三一三)年七月十二日に関白を辞するが、正和四(一三一五)年九月二十二日月十二日に関白となり、翌年八月二十三日は下で、正和二(一三一三)年七(一三一一)年三月十五日に関白にない。 (4) 冬基と冬教の実父の鷹司基忠は文永五(一二六八)年十二月(4) 冬基と冬教の実父の鷹司基忠は文永五(一二六八)年十二月(4)
- (笠間書院、二〇〇五年)第一篇伝記考証、参照。(41) これ以降の二条家については、小川剛生氏『二条良基研究』
- なお、この款状で基具は、太政大臣への昇進を望んでいるが、一状写(『公衡公記』〈『史料纂集』〉正応元年正月二十六日条所引)。(3)(正応元〈弘安十一、一二八八〉年)正月二十三日堀川基具款

- 〜二○三頁、参照。 〜二○三頁、参照。 〜二○三頁、参照。 〜二○三頁、六四。 一世がでは、黒板伸夫「官職唐名の一考察――参議の唐名および儀同いでは、黒板伸夫「官職唐名の一考察――参議の唐名および儀同いでは、黒板伸夫「官職唐名の一考察――参議の唐名および儀同いでは、黒板伸夫「官職唐名の一考察――参議の唐名および儀同いでは、黒板伸記』弘安七(一二八四)年三月一日条、『続史愚抄』4半後の正応二(一二八九)年八月、その願いは達せられた。
- 『勘仲記』弘安五(一二八二)年十一月二十六日条。

<u>46</u>

- 同右、弘安五年十二月五日条。
- を継承するまで、師忠はその地位にあった。昭2) ちなみに、東宮傅となったのは二条師忠であり、熙仁が皇位

The Public Order Based on the Social Standing of the Noble Family and the Nijō Family as the Regency Family

SANTA Takeshige

From the late 12th century to the mid 13th century, the Fujiwara Regents, qualified by tradition to hold the office of $Sessh\bar{o}$ (摂政 the Regent) or Kanpaku (関白 the chief adviser to the Emperor), split into five main branches, namely, Go-sekke (五摂家 the five regency family), that is, the Konoe family, the Takatsukasa family, the Kujō family, the Nijō family, and the Ichijō family. In this paper, the author examines the situation of the Nijō family in the latter part of the 13th century.

Nijō Yoshizane, the first generation of the Nijō family, lost his eldest son who was his successor in 1259. Two years later Yoshizane returned to *Kanpaku* for the first time in 15 years. It seems that this return to *Kanpaku* had the effect of reaffirming the people of aristocratic society that the Nijō family was still maintaining the regency family.

Nijō Kanemoto, the third generation of the Nijō family, had the ceremony of assuming manhood in 1277. At that time, he was granted *Kinjiki* (禁色 the privilege on clothing color and material), but it was equal treatment with his clan people. On the other hand, the position he was given first was a position lower than the son of *Sekkan* (摂関 the Regent or the chief adviser to the Emperor), and the subsequent promotion course was not a course to advance as *Sekkan*. Since 1275, Kanemoto's adoptive father, Morotada, the second generation of the Nijō family, was in the position of *Sadaijin* (左大臣 the Minister of the Left), meaning it is the most promising candidate for the next *Sekkan*. However, Kanemoto's official career in the court shows that the Nijō family was facing the risk of losing the status of the regency family. The factor that brought such a crisis to the Nijō family was that Takatsukasa Kanehira had been *Sekkan* since 1275.

In 1287, Kanehira resigned from Kanpaku, and Morotada took over as Kanpaku. Since then, Kanemoto began to advance promotion course of the candidate of Sekkan, and the position of the Nijō family as the regency family became steady.